

平成27年12月第2回亘理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成27年12月11日第2回亘理町議会定例会は、亘理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴 木 高 行

2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄

4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子

6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子

8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一

10番 佐 藤 正 司

11番 鞠 子 幸 則

12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）

不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長			
職務代理者	三戸部 貞 雄	総務課長	佐 藤 浄
副 町 長			
企画財政		用地対策	
課 長	吉 田 充 彦	課 長	佐 藤 雅 徳
税務課長	西 山 茂 男	町民生活	
		課 長	南 條 守 一
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援	
		課 長	吉 田 美和子
健康推進		農林水産	
課 長	岡 元 比呂美	課 長	齋 藤 幸 夫
商工観光		都市建設	
課 長	齋 義 弘	課 長	佐々木 人 見
復興まちづくり		上下水道	
課 長	櫻 井 禎	課 長	川 村 裕 幸
会計管理者		教 育 長	
兼会計課長	牛 坂 昌 浩		岩 城 敏 夫
教育次長		生涯学習	
兼学務課長	鈴 木 邦 彦	課 長	佐 藤 和 江
農業委員会		選挙管理委員会	
事務局長	菊 地 和 彦	書記長	佐 藤 浄
代表監査			
委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第 3 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

日程第 2 追加議案の説明

日程第 3 議案第 95号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 4 議案第 96号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

日程第 5 議案第 97号 亶理町農業振興基金条例

日程第 6 議案第 98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例

日程第 7 議案第 99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 100号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 101号 物品購入契約の締結について（平成26年度（繰越）亶理町防災集団移転促進事業集会所整備事業（復交））

日程第 10 議案第 102号 工事請負契約の締結について（平成27年度亶理第2－1号污水枝線工事）

日程第 11 議案第 103号 工事請負契約の締結について（平成27年度亶理第5－1号污水枝線（その1）工事）

日程第 12 議案第 104号 工事請負契約の締結について（平成27年度亶理第5－3号污水枝線工事）

日程第 13 議案第 105号 工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）

- 日程第 1 4 議案第 1 0 6 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その 3）工事）
- 日程第 1 5 議案第 1 0 7 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道五十刈線橋梁架替工事）
- 日程第 1 6 議案第 1 0 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 1）工事）
- 日程第 1 7 議案第 1 0 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度鳥の海公園敷地造成工事）
- 日程第 1 8 議案第 1 1 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度下茨田橋架替工事（復交））
- 日程第 1 9 議案第 1 1 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度吉田地区（その 1）防災公園整備工事（復交））
- 日程第 2 0 議案第 1 1 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度亘理第 5－1 号污水枝線（その 2）工事）
- 日程第 2 1 議案第 1 1 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度 2 3 都災第 2 9 5 6 号亘理第三処理分区（その 1）災害復旧工事）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度 2 3 都災第 2 9 5 8 号荒浜排水区（その 2）第一工区災害復旧工事）
- 日程第 2 3 議案第 1 1 5 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度 2 3 都災第 2 9 5 8 号荒浜排水区（その 2）第二工区災害復旧工事）
- 日程第 2 4 議案第 1 1 6 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度 2 3 都災第 2 9 5 8 号荒浜排水区（その 2）第三工区災害復旧工事）
- 日程第 2 5 議案第 1 1 7 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）
- 日程第 2 6 議案第 1 1 8 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道五十刈線道路改良（その 2）工

事)

- 日程第 2 7 議案第 1 1 9 号 権利の放棄について
- 日程第 2 8 議案第 1 2 0 号 あっせんの申立てについて
- 日程第 2 9 議案第 1 2 1 号 公有水面埋立に関する意見について
- 日程第 3 0 議案第 1 2 2 号 土地の取得について
- 日程第 3 1 議案第 1 2 3 号 字の区域を変更することについて
- 日程第 3 2 議案第 1 2 4 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 2 5 号 亶理名取共立衛生処理組合規約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 1 2 6 号 平成 2 7 年度亶理町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 5 議案第 1 2 7 号 平成 2 7 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 6 議案第 1 2 8 号 平成 2 7 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 7 議案第 1 2 9 号 平成 2 7 年度亶理町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 1 3 0 号 平成 2 7 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 9 議案第 1 3 1 号 平成 2 7 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 0 議案第 1 3 2 号 平成 2 7 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 1 議案第 1 3 3 号 平成 2 7 年度亶理町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 2 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 3 議案第 1 3 4 号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する機関の事務の委託に関する協議について
- 日程第 4 4 議案第 1 3 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 5 報告第 2 2 号 専決処分の報告について (工事請負変更契約)

日程第４６ 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第４７ 委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第４８ 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前１０時００分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、７番 安藤美重子議員、８番 渡邊健一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第１、町長職務代理者提出議案についてであります。町長職務代理者から追加議案３件が提出されております。

第２、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第３、教育福祉常任委員会から付託案件審査について、閉会中の継続審査の申し出を受理しております。

第４、議会広報常任委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２ 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第２、追加議案の説明を求めます。

町長職務代理者、登壇。

〔町長職務代理者 三 戸 部 貞 雄 君 登壇〕

町長職務代理者（三戸部貞雄君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案2件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第134号 亘理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についてにつきましては、行政不服審査法の全部改正により、平成28年度から行政不服審査会の設置が必要となったことから、この審査会の事務を地方自治法第252条の14第1項の規定により宮城県へ委託することに関する協議について、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第135号 教育委員会委員の任命についてにつきましては、現在5名の教育委員会委員のうち、佐藤徳美委員の任期が平成28年1月31日をもって満了となります。佐藤委員においては、平成21年4月の就任以来、これまで6年8カ月の実績において、数々の教育行政課題の解決のため鋭意努力いただいております。引き続き教育委員会委員の職を担っていただくことが最善であるとの考えから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事において、現地精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額が生じたため変更契約を行うもので、専決事項の指定第1項の規定により平成27年11月25日に専決処分したものであります。

以上、追加提出議案等についてご説明申し上げましたが、慎重にご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げたいと思います。以上で終わります。

議 長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第95号 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第95号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第95号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、いわゆるナンバー法の施行に伴いまして、3つの町のほうの課税免除に関する条例の改正を行うものが主なものでございます。

それでは、説明につきましては新旧対照表を使って説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

この1ページにつきましては、議案の第1条関係になりますけれども、上段のほうにありますけれども、自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例でございますが、これにつきましては第3条にございますけれども、地方税の改正にあわせまして、申請期限を納期限前7日までから納期限までに延ばすものでございます。また、その下に第1号がございまして、この改正後のアンダーラインの部分になりますけれども、ナンバー法の施行によりまして、申請書に記載する内容に個人番号等を加えるための改正でございます。

なお、この改正につきましては、次の2ページをお願いいたします。

第2条関係になりますけれども、亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例、同じくその下の3ページになりますけれども、議案の第3条関係になりますけれども、亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、これにつきましても同様に個人番号等を加えるための改正でございます。

議案書の2ページにお戻りいただきたいと思いますけれども、附則といたしまし

て、この条例は平成28年1月1日から施行するというような内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 佐藤邦彦でございます。初質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

この整備に関する条例、1条から3条まで固定資産関係の減免条例の所要の整備となっています。今回のこれまでの所在地の定義に加えまして、居所または事務所もしくは事業所の所在地並びに個人番号が加えられております。これは、これまでの所在地の定義に加えて、詳細に明確に定義されているわけでございますので、この目的、理由をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 現在行っておりまして、実際の住所地と仕事の関係上で違うところに実際住んでいらっしゃる方がいるというふうなことから、それに対応するためにこのような規定をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第96号 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第96号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第96号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条でございますけれども、ここに趣旨がございますけれども、この趣旨に書いてありますとおり、マイナンバー法の施行によりまして法第9条第2項に規定されております福祉、保健、医療、税、防災分野や社会保障等につきましては、それぞれの自治体で新たに条例を定め利用可能にするため定めるものでございます。

その内容でございますけれども、次のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの上でございますけれども、第4条個人番号の利用範囲、それから右の5ページになりますけれども、第5条特定個人情報の提供というふうなことで、ここにそれぞれ規定されておりますけれども、その具体的な内容といたしまして、この5ページの下でございますけれども、別表として定めてございます。まず、その別表第1につきましては、町独自の事務として定めるものでございます。

それから、次のページ、6ページをお願いいたします。

6ページの中段でございますけれども、別表第2につきましては、庁舎内連携事務というふうなことで、役場内の課同士で使用する場合の事務として定めるもの

でございます。

最後に 8 ページをお願いいたします。

8 ページ、下のほうにございますけれども、この別表第 3 につきましては、情報提供事務というふうなことで、部局が違います町長事務部局から教育委員会事務部局など機関の違うところへの提供できる事務として定めるものでございます。

議案書の 5 ページにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、附則といたしまして、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12 番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） マイナンバーについて質問させていただきますけれども、マスコミなどでこういった個人情報の関係などが今取り上げられておりますけれども、このマイナンバーの提供、申請書などへの記載ですけれども、これは拒否をできるものなのか。あるいはまた、そうした場合に罰則はあるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 拒否した場合には罰則はございません。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） その場合ですけれども、申請書に書かないというようなことになるんですけれども、そうすると事務の流れとしては書かなくても、流れとしてはどういうふうになっていくのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 実際、自分の番号を記入しなければ、当然そこに罰則が設けられておりませんので、通常ですと提供していただくのが本筋でありますけれども、なければそのないなりで、今の法律では進めざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 12 番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そのままいくというようなことでござますけれども、通常ですとほかの機関なりなんなりに問い合わせをして記載をするのかなというふうに思ったんですが、そうではないということだと思っております、そうであるのは情報の

漏えいとかそういったことが考えられるのか、個人情報のほうの関係で、実際に申請された方はそういう心配があるのかと思ったのですが、情報の漏えいとかそういう関係について、仮にほかの機関に問い合わせをして記載をするということになるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ただいまの質問の趣旨なんですけれども、例えば町内の方が窓口にいらっしゃって申請をした場合ということですかね。ということであれば、町のほうで個人番号についてはこちらのほうで把握しておりますので、どこかに問い合わせをするということとはございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。（「答弁漏れ」の声あり）総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 情報の漏れがあった場合につきましては、それぞれに罰則規定がございますので、その漏れの内容なんですけれども、職員が漏らした場合についてはそれぞれの定めたもので罰則があるというふうなことでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 番号法における特定個人情報につきましては、個人情報以上に最大限に厳格に保護されなければならないというふうに思います。過般、自治体においては不適正なマイナンバーの取り扱いが報道されております。そこで、この3条に町の責務とございます。適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとありますので、平成28年1月1日の施行に向け、どのようなセキュリティー対策等を対応しているのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） セキュリティーシステムに関しましては、今現在システムの改良中でございますが、従来ありましたいわゆるファイアウォール、それに加えてシステム上で情報漏えいがないようなシステムで改修中でございます。ですから、二重、三重のようなシステム改修をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17 番（佐藤アヤ君） お聞きします。

町内で今マイナンバーの通知、大体全家庭に配付されていると思いますけれども、今のところマイナンバーの通知の状況はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 通知カードの交付につきましては、現在96.1%の方が受領しております。今、町のほうで残っておるのが大体400通ほどになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今96.1%、残りが400という数を示していただきましたけれども、この400に対して町ではどのような対策を考えているのでしょうか。本当にマスコミでいろいろ、遅い早い、それから何か間違っただけで配達されたとか、いろんなことが取り上げられておりますけれども、この400人の方に対して、町で28年1月1日からその施行という部分での取り扱いはどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） その戻ってきた方については、当初その通知カードを配付する場合には転送不可としております。なので、戻ってきた方については、同じ住所に今度転送可能のようにはしてお送りしております。そして、役場にとりにきてくださいという文書を入れて転送されて送られるように講じておりますので、そこで転送かかっている方であればその通知が届いておりますので、町のほうにとりにきていただけるというようなことになっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、マイナンバーで結構皆さん困っていらっしゃる方、どのようにしたらいいかというような感じで困っていらっしゃる方がいると思いますけれども、町でマイナンバーの部分でちょっと相談の窓口とかもきちっとつくっていらっしゃるのでしょうか。個人番号が記載されるということで、まず個人番号がきちっとわかっていないと進まないと思いますけれども、この個人番号の申請というか、何かを書くときに今度個人番号が必要になりますので、そこら辺で町民の方でこれから大分困ってくるような状況になるのかなと思いますけれども、そういう相談とかは今後考えていないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今、ホームページ、それから広報等で随時相談等には応じ

ております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第97号 亶理町農業振興基金条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第97号 亶理町農業振興基金条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、議案第97号につきまして説明申し上げます。

議案書10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

議案第97号 亶理町農業振興基金条例を新たに制定するものであります。この内容につきましては、全員協議会で説明いたしておりますが、現在震災後の農地復旧ということで、吉田東部2期地区において圃場整備事業を施工しておりますが、吉田東部地区の土地利用計画策定にあつては、亶理町震災復興計画において再生可能エネルギー産業の誘致ということで位置づけをされており、今回太陽光発電施設事業への企業からの申し入れがありまして、その事業を進めているとこ

ろでございます。

発電事業主である山佐株式会社から、亶理町の復興の手助けとして、農地等を提供していただいたことに対しまして、地元への貢献策として売買収入の一部を本町の農業農村振興の発展に寄与することを目的に寄附をいただくことになりましたので、基金条例を制定するものでございます。

以上のことから、第1条設置、亶理町の農業及び農村の振興を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、亶理町農業振興基金（以下「基金という」。）を設置するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしく審議お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 第5条、処分でございます。亶理町の農業振興に必要があると認めたときはというふうにございますが、これはどのようなことを想定しておりますか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 第5条、処分でございますが、これは使用目的ということでございます。農家の負担軽減ということで、用排水の経費とか、あと6次産業のソフト面のそういったものに充てるというようなことでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今、農村の高齢化、さらには農業を取り巻く厳しい社会がございます。亶理町として、農村農業の環境維持ということで、農地・水環境資源保全体があるわけでございます。そこで道路とか水路等の草刈り管理が進められておりますけれども、この補助事業がいつまで確約されているかわかりませんが、これらのことに活用することも一つ考えられるのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 農地・水事業も今後も継続していくと思いますが、この振興

基金につきましては、全てを対象にして考えていきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 第2条、積立てですけれども、この積み立てる額は当該年度の予算で定める範囲の額となっております。ちなみに、庁舎建設基金の場合は当該年度の予算で定める額となっております。また、財政調整基金についても毎年度予算で定める額となっております。毎年度予算で定める額となっているのにもかかわらず、これはなぜその範囲の中で定めるとなっているんですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今回、補正予算のほうにも計上しておりますが、現段階で収益収入の一部ということで寄附をいただくことになってございますが、その額が750万円ということでお話を申し上げております。ですから、相手方の事情もありますから、範囲ということで条文のほうを載せてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 次のページの附則ですけれども、これは公布の日から施行するとなっておりますけれども、いつ公布するんですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 議会終了後ということでございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） あしたは土曜日ですので、13日月曜日に公布すると思うんですけれども、その次に、この適用は12月1日から適用するとなっているんですね。なぜさかのぼって適用するんですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 山佐株式会社からご厚意によりまして、本来ですと売電期間中からの寄附ということでございますが、前倒しで寄附したいということで、来年1月早々寄附されるということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この農業振興基金条例の名称なんですけれども、あと設置目的。この名称に至った経緯、多分この山佐さんは農業振興という形で初めは持ってきた

かどうかわかりませんが、太陽光パネルのエネルギー、それを設置するというような観点からすればいろいろな選択肢があったと思うんですね。農業ばかりが、農転からの転用で有効利用でこのような名称になったのか。それとも、将来太陽光エネルギーの省エネ対策振興基金とか、そのように使える分野もあったのか。そういういろいろな経緯があって、選択肢としてこれに持っていったというように感じるんですけれども、この辺の農業振興基金なのか省エネ対策とか、いろいろな分野に使えるお金だと思いますね、この相手方からすれば。その辺の経緯について説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今回の基金につきましては、山佐株式会社からの希望で設置するものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 亶理町農業振興基金条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 亶理町農業振興基金条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） それでは、議案書の12ページ、13ページをごらんください。

議案第98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例について説明申し上げます。

防災集団移転団地のほう 3カ所に新たに集会所を設置することになりまして、そのための設置条例を新規に制定するものでございます。

第2条をごらんいただきたいのですが、第2条の2集会所の設置先なんですけれども、集会所の名称及び位置に関しましては、上から箱根田東集会所、一本松集会所、下茨田南集会所というふうになってございます。

それから、第3条管理の委託でございますが、集会所の管理につきましては町内の自治会等に委託するものとする。こちらの第3条に基づきまして、各自治会等とは災害公営住宅の集会所に倣いまして使用賃貸借契約を締結する予定となっております。

それで、最後に附則ですが、この条例は平成28年4月1日から施行するというふうにさせていただいております。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 公の施設といいますか、こういうのをつくる場合には設置条例が必要だと思うのですが、今現在、西木倉集合住宅の集会所、それから上浜街道集合住宅の集会所、こういったものはどの条例で定めているのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今ご質問になりました西木倉、上浜街道住宅の集会所については、亶理町町営住宅条例第3条に設置ということで、ここに共同施設ということの集会所を設置するというふうに載っております。具体的に、第2項ではその位置を定めた別表を上げております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 下茨田南集合住宅の住民の利用というものは、周りの住民がこの集会所などを使うことができるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 条例のほうの第４条にございますけれども、集会所を使用する方は委託された自治会等の許可を受けてご使用いただくことになりま
す。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1つだけお聞きします。ボランティア団体の利用なんですけれども、そういった方に対する料金というのはどういうことになるのでしょうか、どうぞ。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますけれども、委託先の自治会等、そちらのほうで取り決めのほうをつくっていただくことになっております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 亶理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第7、議案第99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書14ページをお願いいたします。

議案第99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、改正内容につきまして新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表5ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表5ページでございますけれども、ここの表がございまして、これと次の6ページの表がございまして、それに記載のございます各年金の説明欄の中から、今般の年金の一元化に伴いまして、引用しております共済組合法あるいは共済年金法、あと共済のつく文言等の削除をするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第100号 亘理町町税条例等の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第8、議案第100号 亘理町町税条例等の一部を改正する条例

の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書17ページ、あと新旧対照表の7ページから14ページをお開きお願いいたします。

議案第100号 亘理町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

最初に、第8条から第12条の徴収猶予等についてご説明いたします。徴収猶予制度とは、財産について災害を受けまた盗難に遭ったときは、納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかりまたは負傷したときなどの理由等により、町税を納期限内に納付することができないときは、申請することにより1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められるものでございます。

あと、換価の猶予とは債権として差し押さえた財産の公売を猶予するもので、納税について誠実な意思を有する者が町税を納期限内に納付することにより事業の継続または生活の維持が困難となるおそれがある一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められるもので、平成27年度の税制改正により今まで地方税法に定めておりました徴収猶予等に関する手続、期間等の規定が各自治体の条例に定める仕組みとされたことから、今回国税の基準に準拠し、地方税等の規定を参酌して改正を行うものでございます。

あと、新旧対照表のほうの各条のほうに要点を記載しておりますので、参照願います。

第8条には、徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法、第9条はその申請手続等、第10条は職権による換価の猶予の手続等、第11条は地方税法において申請による換価の猶予の手続等について追加規定されたことにより、その申請手続等を規定してございます。

第12条は、徴収猶予または職権もしくは申請による換価の猶予を行う場合、担保の徴収に関し、担保を徴する必要がある場合について、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3月以内である場合。担保を徴することができない特別な事情がある場合と規定しております。

なお、徴収猶予の基準等につきましては、隣接市町村と同じ内容になってござい

ます。

続きまして、議案書23ページ、新旧対照表14ページになります。

第18条と第23条第2項につきましては、それぞれの定義規定が第8条、第9条に規定したことにより削除を行うものでございます。

同じく、議案書23ページ、第51条町民税、第71条固定資産税、第89条軽自動車税、第90条身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第139条の3特別土地保有税の減免の減免申請期限の改正であります。平成27年3月10日付の総務省行政局からの身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しの通知に基づきまして、町税の減免申請期限を現行の納期限前7日前から納期限に改正するものでございます。また、軽自動車税につきましては、納期限が5月末日の1期のみであることから、特例規定を追加させていただいております。

続きまして、議案書24ページ、新旧対照表14ページになります。

第56条でございますが、機構名が独立行政法人労働者健康福祉機構から、独立行政法人労働者健康安全機構に改称されたことに伴い改正を行うものでございます。

続きまして、同じく議案書24ページ、新旧対照表21ページになりますが、改正条例の第2条につきましては、平成27年9月30日に地方税法等施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、亘理町町税条例の一部を改正する条例を改正する必要性が生じたもので、改正条例中、納付書、納入書に法人番号を記載する規定が地方税法施行規則の改正から除かれたことに伴い、あわせて削除するものと、法人番号の定義規定の追加を行うものでございます。

最後に議案書25ページをお開き願います。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としており、第56条の機構名の変更に係る改正及び改正条例の第2条のマイナンバー法に係る改正につきましては、公布の日から施行としております。また、従前の地方税法による徴収猶予等と今回追加規定を行う徴収猶予の条例を区別するため、第2条で経過措置を設けております。

以上で議案第100号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。今説明がありました新旧対照表の7

ページの第8条、徴収猶予に係る徴収金の分割納付についてですけれども、こういう制度について町民の方にどのように周知するのか、その1点だけお願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 今回の改正条例が4月1日から施行になりますので、その前に広報等においてこういう制度がありますということで広報したいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第101号 物品購入契約の締結について（平成26年度
（繰越）亶理町防災集団移転促進事業集会所
整備事業（復交））

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第101号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第101号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、事業名につきましては平成26年度（繰越）亶理町防災集団移転促進事業集会所整備事業（復交）でございます。

契約金額が9,720万円。なお、落札率につきましては、99.01%でございました。

契約の相手方が、亶理町荒浜字御狩屋159番地52、一般社団法人亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございます。

次の28ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

契約の方法につきましては、随意契約ということで、現在本町におきましては隣の29ページの位置図に記載しているそれぞれの防災集団移転先団地内に集会所の建設を計画しておりまして、27年4月10日に本町と推進協議会との基本協定第3条の規定に基づき集会所3棟の建設について事業要請を行っております。

その後、設計協議を経まして、27年11月2日に協議会から建築確認申請の提出を行い、同11月17日に集会所3棟分の建築確認済み書の交付を受けたことから、宅地建物取引業法第36条によりまして売買契約が可能となったことから、東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかわる基本協定第5条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりまして、今回一般社団法人亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会と随意契約するものでございます。

購入品目、数量については、ここに記載の集会所3棟でございます。

仕様内容については、ここに記載のとおりでございます。

それから、30ページ、31ページが配置図、32ページから34ページまでが平面詳細図、屋根伏図、35ページが立面図、断面図となります。

受渡場所については、亶理町荒浜字中野145番地35ほか2カ所ということで、右の位置図の箇所となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 3棟で9,700万円。それぞれの集会所、3つあります。それぞれの建設費、それとそれぞれの坪単価、あとそれぞれの利用するであろう対象利用者数、利用世帯数。3項目、教えてください。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますが、坪単価のほうですけども、こちらのほう、私どもの設計の段階での坪単価なんですけど、設計管理費を含まない直接工事費の坪単価で約59万円になっております。なので、落札後、若干下がっているのかなというふうに思っております。

それから、利用世帯数につきましては、こちらのほうにつきましては基本的に防災集団移転で移転された方々の世帯なんですけれども、それに地元のコミュニティとの融合も図っていただく必要がありますので、その辺のところは各自治会、区ですか、そちらのほうでご利用に関しては考えていただくようになるのかなというふうには思っております。以上でございます。（「それぞれの集会所の3つの建設費」の声あり） 済みません、個別でちょっとつかんでおりませんで、総額のみになります。済みません。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 単純に3つの延床面積を足しますと、393.72平方メートルなんです。総事業費が9,720万円なので、1平方メートル当たり24万6,876円、1坪に換算しますと81万円になるんですね。先ほど59万円というふうな数字なんですけれども、ちょっと数字の捉え方の違いかなと思うんですけども、1坪の建設費が81万円。かなり高い数字かなと思います。この前の上浜街道の現地視察の場合だと100万円ですから、それから見れば安いですけども、一般的な金額を考えれば81万円はかなり高騰な金額ではないかというふうなことと思いますので、その辺ちょっと見解をひとつお聞きいたします。

それと、先ほどその利用世帯数なんですけれども、確かに防集区画というふうなことで、荒浜中野が32、吉田舟入が23、亘理江下が110なんです。そのほかに公営住宅等を入れますと、荒浜中野が60、吉田舟入が23、亘理江下が127、その世帯数から見ると、それぞれの集会所の面積が違って当然じゃないかというふうに思います。どれを基準にするかが問題なんですけれども、例えば荒浜中野を基準とすれば、亘理江下は倍あってもいいんじゃないかというふうに考えられるわけですね。近隣の世帯の方が、例えば亘理江下の集会所に集まった場合にひょっとして入り切れない面積かもしれません。その辺はどういうふうな経過でその大きさを確定したのかをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 高野議員の1点目のご質問でございますけれども、私どものほうでちょっと統計のほうも調べました。統計のほうで、政府統計なんですけれども、鉄骨づくりのほうなんです、公共発注、市町村発注の鉄骨づくりのほうで坪76万円という金額が出ておりまして、こちらのほうが直接工事費だけの坪単価。先ほども59万円ということでお話し差し上げたんですけれども、そういう状況で、一概に言い切りは難しい状況はご理解いただければと思うんですが、そういった点を踏まえますと、何というんでしょうか、そんなに高額というようなことではないんじゃないかというふうに考えております。

あと、次のご質問で、どのような規模でということなんですけれども、規模につきましては先ほどもお話が出ました災害公営住宅の上浜街道の集合住宅の集会所、あちらのほうは40坪ということで、そちらを基準にいたしまして、あと各地元の世帯数なんかも考えると、大きく差をつけてということでは現状なくなっておりますけれども、調整させていただいたというそういう状況でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ならば、集会所を使う近くの世帯数が、数字が均衡しているならわかるんですけれども、歴然として、さっき言ったように舟入北の3倍が荒浜中野であって、その倍が亘理江下なんです。これが例えば、50、60で均衡しているならわかるんですけれども、完全に数字がかけ離れている中で、その延べ床面積がほとんど同じということはないじゃないですかと、どういうふうな考えでつくったのかということを知りたいです。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますけれども、建設に当たりまして、地元の区長さん、こちらのほうともお話しさせていただいて、既存の集会所というものもございますし、それから維持管理というような点も含めまして、こういった規模ということになっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会、このことですが、これは亘理町の企業の方が集まってつくっているというように聞いておりま

す。それで、随意契約でやっているというような格好なんですが、復興のほうも落ちつきを見せてきているというような状況の中なんですが、今後の事業というのはどういう形であるのかどうか、その辺をお聞きします。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますが、建設の事業に関しましては、災害公営住宅の集合住宅のほうもことし6月で完成しておりますし、災害公営戸建て住宅も完成しております。こちらのほうが最後の事業ということになります。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。休憩。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成27年度亘理第2－1号污水枝線工事）

日程第11 議案第103号 工事請負契約の締結について（平成27年度亘理第5－1号污水枝線（その1）工事）

日程第 1 2 議案第 1 0 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年
度亘理第 5 - 3 号汚水枝線工事）

（以上 3 件一括議題）

議 長（佐藤 實君） 日程第10、議案第102号 工事請負契約の締結についてから日程第12、議案第104号 工事請負契約の締結についての以上 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 議案第102号から議案第104号までについて、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、一括で説明させていただきます。

最初に議案書の36ページをお開きください。

議案第102号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成27年度亘理第 2 - 1 号汚水枝線工事でございます。

請負金額が6,318万円、落札率につきましては99.96%でございました。

契約の相手方が、亘理町字東郷209番地 5。阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については阿部春建設で、北紘建設については北海道伊達市の建設会社でございます。

次の37ページが資料となりますのでごらんください。

入札の方法については、条件付き一般競争入札ということで、以下議案の第116号まで同じ内容、条件でございますので、今回一括で説明させていただきます。

条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興 J Vでございます。条件の主なものにつきましては、まず構成員のうち代表者については、亘理町内に本社または本店を有する事業者で特定建設業の許可を受けており総合評定値が700点以上の者と、代表者以外の構成については、北海道及び東北 6 県に本社または本店を有し土木工事一式について特定建設業または一般建設業の許可を受けており総合評定値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者については、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共

同企業体、以下ごらんの各共同企業体の合計 5 共同企業体でございます。

入札回数が 3 回、工事場所が亘理町逢隈高屋字石堂地内ということで、次の 38 ページに位置図がございますが、県道塩釜亘理線の北の町道西郷高屋線の場所が工事場所となります。

工事内容、工期については記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の 39 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 103 号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成 27 年度亘理第 5 - 1 号汚水枝線（その 1）工事です。

請負金額が 5,292 万円。落札率につきましては、99.12% ございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中原 39 番地 1。太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員については太田工務店で、勝田組については北海道伊達市の建設会社でございます。

次の 39 ページが資料となります。

入札の方法が、条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体、合計 5 共同企業体でございます。

入札回数が 3 回。

工事場所が亘理町吉田字大谷地地内ということで、41 ページが位置図となりますが、県道吉田浜山元線の J A みやぎ亘理営農資材センターの前付近となります。

工事内容、工期については、ここに記載のとおりでございます。

次に、議案書の 42 ページをお開きください。

議案第 104 号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成 27 年度亘理第 5 - 3 号汚水枝線工事です。

請負金額が 7,020 万円、落札率につきましては 99.79% ございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字水神 62 番地。阿部工務店・結城組・勝田組 復

旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については、阿部工務店。勝田組につきましては、北海道伊達市の建設会社でございます。

43ページが資料となります。

入札の方法については、条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計4共同企業体でございます。

入札回数が3回。

工事場所については、亘理町吉田字流地内ということで、次の44ページに位置図を掲載しておりますが、常磐線浜吉田駅の東側の町道浜吉田東線となります。

工事内容、工期については、ここに記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第102号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） ここで聞いておきます。

1つ目、震災復興も、工事ではえば避難道路の建設が進められていて、大方最終段階を迎えつつありますけれども、その中で復旧・復興建設工事共同企業体、これは今後いつまで継続するのか、まず答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亘理町における復旧・復興のための共同企業体、いわゆる復旧・復興建設工事共同企業体の考え方につきましては、町のほうで当面の運用ということで文書がございますが、その趣旨としまして、これからもそうですけれども、不足する技術者、あるいは技能者を広域的な観点から確保するというところで、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するために、町内の建設業者が町外の建設業者と共同してその施工力を強化するために結成された共同企業体でございますので、今後につきましてもまだ復旧・復興事業が残っておりますので、今後についてもこの共同企業体については継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 今、技術者の話がされましたけれども、いわゆる配置技術者の雇用条件の緩和措置は今どうなっているんですか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 配置技術者の雇用条件の緩和措置につきましては、平成20年6月、企画財政課のほうから文書で発意しております。内容については、公共工事に専任で配置します技術者、主任技術者と管理技術者ですが、建設工事の適正な施工を確保するために請負金額が2,500万円、建築の場合は5,000万円以上について、入札参加者との間に3カ月以上の雇用関係があることを要件としております。亘理町では、東日本大震災によります被災の早期復興が実現してこの24年6月に発意しておりますが、今現在については、国からの指導によりまして宮城県においては27年3月31日でこの緩和措置を終了しております。亘理町におきましては、27年4月28日でこの緩和措置については終了ということでありまして、今現在につきましては、27年6月1日以降でございますが、指名競争入札については入札執行日の前日から起算して3カ月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係にあることが必要と。それから、亘理町の条件付き一般競争入札については、入札参加申請書の提出日を含め連続して3カ月以上の雇用関係にあることが必要ということで、緩和措置については終了しまして、6月1日以降については今説明申し上げたとおりで今現在実施しております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 今、主任技術者の話をされましたけれども、建設一式、建設工事では5,000万円以上は専任の主任技術者を配置しなければならないんですけれども、これは今どうなっているんですか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、主任技術者の専任要件の緩和措置ということで、これについては25年10月から行っておりまして、緩和措置の内容としましては、いわゆる請負金額が2,500万円、建築については5,000万円以上における主任技術者については工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の場合は兼務可能としております。この工事現場の相互間隔が10キロメートル程度、これについては自動車等で通行可能な経路で工事区間相互と連絡する10キロメートルということで

定義しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第105号 工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第105号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の45ページをお開きください。

議案第105号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事でございます。

請負金額が、1億5,336万円。落札率につきましては、99.46%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中野上108番地、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については、斎藤工務店。永井組については、北海道伊達市の建設会社でございます。

46ページが資料となります。

入札の方法については条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亘理町逢隈高屋字鳥西地内ほかということで、47ページに位置図を記載しておりますが、現在避難道路として整備中の町道荒浜江下線で木倉川排水路にかかる橋梁の架設工事でございます。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございます。

48ページが橋梁の一般図となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 直接この橋梁のかけかえ工事の質疑ではないんですけども、一応関連ということで質疑させていただきます。もし、関連性がないとなれば、私の質問をとめてもらって結構です。

この荒浜江下線の避難道路、今その一部として橋の新設を考えておりますけれども、これは太字でなっておりますけれども、太字でなくても従来の既存の道路も避難道路というふうに私は位置づけてもいいと思うんですね。その中で、今常磐道の下の方から県道亘理相馬線までのアクセス道路も含めた、インターチェンジも含めたところで、避難道路ですけれども、工事をやっております。その工事の中で、通行どめにしているんですよ、常磐道の下から。それで、さっき言ったように、避難道路であるにもかかわらず、工事とはいえ避難道路を通行どめにしてもよいのかどうか。どういうふうな判断でそういうような措置をしたのかお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 避難道路というもちろん位置づけでございますけれども、この工事を施工するに当たりまして、ここの場所につきましては圃場整備、それから先ほど高野議員もおっしゃいました東日本高速道路側のスマートインターチェンジの工事、それから荒浜江下線、この避難道路と県道の交差点の工事を現在施工しております。そういった中で、やはりそういった工事を進める上でどうしても通行どめをしなければいけない状況に陥っておりますので、今年度いっぱい通行どめをして、スマートインターチェンジが開通した際には通行可とするような形に今進んでおります。

避難道路を通行どめとしてというお話でございますが、やはりほかの道路を迂回

していただくなりという形でしか対応はできないのかなと考えております。

議長（佐藤 實君） 9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ほかの道路を迂回するなら避難道路は要らないんですよ。必要だから避難道路を使うし、必要だからこの場所にこの道路があるわけでしょう。それを通行どめにするということは、もし何かあった場合に町のほうで責任をとってもらえるということで理解していいわけですか。例えば鳥屋崎とか荒浜の地区でもこの道路を利用する人も、頭の中では不測の事態が起きたときに逃げるコースとして考えている人もいると思うんですよ。そういうような方たちが町の都合で通行どめだったということで、予測もしない事態が起きた場合にどうするんですか。やはり、工事とはいえ避難道路としてのある程度の確保はすべきじゃないかと、そういうふうなことで工事を進行していくべきじゃないかと私は思うんですけれども、違いますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、今スマートインターの道路整備ともあわせて行っておりまして、そういうことから通行どめにしておりますけれども、今回のこの橋梁架設の際についても仮橋を設けませんので、多分全面通行どめになろうと思います。それで、この工事について、有事の際に現場代理人と町のほうでも調整して、有事の際については今のバリケードをとるなりそういう対応をとっていきたいということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 0 6 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年
度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その
3）工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第14、議案第106号 工事請負契約の締結についての件を議題
といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

議案第106号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事でございます。

請負金額が1億3,500万円、落札率につきましては、98.43%でございました。

契約の相手方については、亘理町長瀬字南原193番地133、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については渡辺工務店で、丸福建設については北海道伊達市の建設会社でございます。

50ページが資料となります。お開きいただきたいと思います。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計5共同企業体です。

入札回数が3回。

工事場所が亘理町荒浜中野地内ほかということで、51ページが位置図となりますが、避難道路町道荒浜大通線の朱書き部分となります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございます。

52ページが道路の標準断面図、朱書き部分が今回の施工部分となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第107号 工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁架替工事）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第107号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の53ページになります。

議案第107号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名については、平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁架替工事です。

請負金額が1億5,120万円、落札率につきましては97.98%でございました。

契約の相手方については、亘理町荒浜字水神62番地、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については阿部工務店。勝田組につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

54ページが資料となります。お開きください。

入札の方法については条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計3共同企業体でございます。

入札回数が2回。

工事場所が亘理町吉田字原添地内ほかということで、工事場所については55ページが位置図になりますが、避難道路の町道五十刈線、これの朱書きの点線部分2カ所の橋梁かけかえ工事でございます。

工事内容に記載のプレテンション方式の単純PC床版橋が吉田中学校側の舟入川左岸承水路にかかる橋梁部分で、函渠工部については、国道6号側の岩地藏幹線用水路部分と隣接します農業排水路の2カ所が函渠部となります。

工期についてはここに記載のとおりでございます。

56ページが舟入川左岸承水路橋梁の全体一般図、57ページが岩地藏幹線用水路部の函渠、それから58ページが農業用排水路の全体一般図となります。

工期についてはここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） この議案と、あと110号も同じなんだけれども、橋梁の工事。この下茨田橋なんていうものは、あそこは交通量が相当ある場所で、団地のほうからも最近是通过て歩くし、線の幅も狭いというようなことでかけかえはわかるんだけれども、そういう需要に対して仮設橋をつくらない。今度の五十刈も、あそこも相当交通量はあると思います。そういうところにやっぱり住民の不便さを感じるような工事というのは、工期も3カ月、4カ月じゃなくて1年4カ月もかかるということになると相当不便さを感じると思います。これらの対策についてはどのような感じを持っているのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この議案の関係で五十刈線の関係でございますけれども、鈴木議員お話しのとおり、どうしてもこの橋の関係の工事となりますと通行どめ、またこの五十刈線については地盤改良等も大幅に行わなくてはいけないということで、来年の2月ぐらいから約1年間通行どめをせざるを得ないというふうな状

況でございます。

それで、来月の広報に載せる予定にしておりますけれども、迂回路として南側でドライブインサザエさんのところまで抜ける道路なんですけど、町道中原浜吉田北線、それから北側では葬祭会館のところになりますけれども、町道中條新町線というところを迂回していただくように、事前に広報を示していきながらこの工事を進めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今、五十刈の話だったけれども、もっとひどいのはやっぱり下茨田、あの辺のほうが不便さを感じると思うんですね。1 年以上もあそこを通行できないというようになった場合、多分役場のほうには苦情の電話なんかはしょっちゅう行くんじゃないかと思います、あそこを通らないとなったら。関連だから言っているんだけど、110号と今回のとね。あの橋、1 年以上も通らないといったら相当苦情が来ると思うね。そういうものはやっぱり前もって、やる以前からこういう橋桁の工事をやる場合は、ぼんと回覧 1 枚で 1 年 2 カ月も通行どめだなんていうような周知の仕方じゃなくて、もしここだったらば人だけ通られるような仮設橋をつくるとか、そういうような措置の方法というのは、それが住民サービスというような問題で、もうちょっと考え直したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけれども。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど、私の説明がちょっと足りなかった点がございましたが、今鈴木議員がおっしゃるように、吉田中学校もございますので、歩行者と自転車には通行できるような対策はとっていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9 番高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） その工期に関係するんですけれども、1 億 5,000 万円で 2 カ所の橋梁をつくるというふうなことなんですけれども、例えばこれは避難道路なのでやっぱり早期発注、早期完成、これがもう一番最初にあるわけですね。そこからいえば、今言ったように 1 年 5 カ月もかかるというふうな観点からした場合に、例えばこの工区を 2 つに分ける、発注を 2 つに分ける。2 つに分ければ、15 カ月がひょっとして、12 カ月もしくは 10 カ月になる可能性もあるのではないかなというふうに私は思いますけれども、どうしてそういうふうな観点から見た場合に 2 つ

の発注にできなかったかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この工事を施工する、製作期間等もございますので、同時発注のほう工期の短縮もできますし、経費の削減にもなるという見解でございます。

議長（佐藤 實君） 9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 私ごとですけれども、同じ業者が 2 カ所に工事取りかかるよりも、2 つの業者がそれぞれやったほうが工期的には早くなるんじゃないかというふうに私なりに思うんですけれども、そういうふうな考えではないんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、今回の工事については、いわゆる P C 橋で、工場で製作した床版を現場で組み立てるのが一つ。あとは、この函渠工についてはボックスカルバートということで、既製品のボックスではありませんので、これも工場製作になります。ですから、よってこの P C 床版と、それからボックスカルバート、工場のほうで注文発注した際については、やはり同じ 2 つの橋梁部分を出したほうが工期の短縮を図られるということで、今回一括発注したという経緯がございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 108 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年

度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その
1）工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第16、議案第108号 工事請負契約の締結についての件を議題
といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続いて、59ページになります。

議案第108号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度（復交）町
道橋本堀添線道路新設（その1）工事でございます。

請負金額が9,396万円、落札率につきましては95.32%でございました。

契約の相手方については、亶理町荒浜字御狩屋159番地52、八木工務店・芦名
組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については八木工務店で、丸福建設については北海道伊達市の建設会
社でございます。

次の60ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・
岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合
計5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亶理町吉田字南中地内ほかということで、隣の61ページの位置図の朱
書き部分が今回の工事場所となります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございまして、62ページが施工
全体の平面図、63ページが本線および取りつけ道路のいちご団地南線の標準断面
図で、朱書きの部分が施工箇所となります。

工期についてもここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） この道路の幅員が大体12メートル近くなっているのかな。そのうち歩道が3.5メートルというのが入っているんですね。3.5メートルの歩道。この道路の目的からして、車道もありますけれども、歩道の3.5メートルの必要性。あの災害危険区域のところの堤防が、だれが歩道を通るのかと。設置しているけれども。何人のためにこの歩道を設置するのか、歩く人。散歩道ならわかるけれども、歩道として道路構造令のとおり3.5メートルの歩道をここに設置するというのが、まともな設計のやり方かと私は思います。何か別なやり方で、ここに歩道をつける必要性というのは、どういう理由からこの歩道というのは必要になってくるのか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、いわゆる復興交付金ということで、復興庁との協議の過程の中で、ほかの被災市町も同じなんですけれども、今回のケースですと、県道の吉田浜山元線、これの取りつけが橋本堀添線の上を通って横断する形になります。それで、有事の際についてはここで車を捨てて、あるいは人が歩道を使って避難するケースとかいろんなケースがあるということで、ほかの被災市町も同じですが、車道幅員を確保したほかに歩道、いわゆる有事の際に車を捨てて逃げるとか、そういう方法も含めて、復興庁のほうから同様のケースということで認められた経緯があります。以上です。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 復興庁との協議の中で、そういう道路の整備の仕方、手法というのは示されたからそうだと言うけれども、実際使う人の身になれば、あそこの半分ぐらいはサイクリングロードにするとか、歩道じゃなくてですね。やり方はいろいろ検討すれば利用の仕方というのはあると思うんですね。歩かないところに歩道をつくって、境界ブロックをつけて、そういう利用の仕方というのはやっぱり今後の道路をつくる場合にいろいろ検討課題として残るのではないかと私は思います。これは設計上でもう発注の段階だからそれ以上のことは言わないけれども、今後の参考にすれば、必要のある所に歩道をつくる。歩道というのは人が歩くための道路です。一日に何人歩くかわからない、ここの道路は。それに必要な

のかと。そういうものはきちんと整理して今後の道路整備等に生かしていったほしいなと私は思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、橋本堀添線については、今現在いわゆる危険区域に住んでいらっしゃる方も十何名おりまして、その方々の要望からも有事の際に逃げるときにこの取り付け道路も含めて歩道つけをぜひお願いしたいということで、やはり危険区域に住んでいる方はもとより、吉田地区の方については、やはり津波についてはかなり敏感になっていまして、やはり歩道については自転車、バイク等も有事の際に可能な避難道路ということで復興庁のほうでは位置づけさせていただきましたので、そういうことも踏まえますとやはり歩道もついて有事の際は自転車あるいはバイク、それから歩行者等が逃げる唯一の歩道ということで、これについては確保することについては了解いただいていますので、そういう方向で進ませていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 今回840メートルの工事が施工されるということで、だんだんと橋本堀添線がことしで2期目になりますか、工事をやると。それで、この840メートル工事施工に当たって、いろいろ用地買収交渉に協力していただいた方々がおるのかなというふうに理解しております。その人数はこの840メートルの工事区間に何人いて、そしてそれぞれの買収単価は幾ら、平米当たりどれくらいになるのか。そして、もう一つは買収におけるその支払いはいつやったのか。その辺をお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） もちろん今回工事を発注している区間につきましては、全て用地買収は完了済みでございます。それと、その中の地権者的な人数は今ちょっと把握しておりませんので、申しわけないんですが後に回答させていただきたいと思います。

あと、単価については用地対策課長のほうから説明します。

議長（佐藤 實君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 単価につきましては、不動産鑑定評価を入れておりまして3,800円程度で買収しております。

支払い方法ですけれども、登記が終了した後に速やかに地権者の方の口座のほうに振り込みをしております。

議長（佐藤 實君） 3 番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 平米単価が3,000円。それで、今答弁があったいつ支払うのかというのは、工事が完了してからという理解でいいんですか。ちょっとその辺聞き取れない。

議長（佐藤 實君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 所有権移転登記が終わった後に、速やかにです。ですから、工事の前にもう支払いは済んでおります。

議長（佐藤 實君） 3 番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 移転登記はいつごろになりますか、終了予定は。

議長（佐藤 實君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 契約が終わった後、速やかに所有権移転登記のほうは進めておりますので、もう全て支払いのほうは終わっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） まず、この工事名なんですけれども、実は去年の12月議会で盛り土工事その1、その2、その3を発注して議会で議決しました。今回はその2、その3の盛り土したところをのり面、U字溝、表層面の舗装という工事だと思うんですけれども、そこでその工事名なんですけれども、去年も盛り土することによってこのとおり町道橋本堀添線道路新設その1、その2、その3だったんですね。今回も同じ場所にかかわらず若干仕事内容が違って、その1というふうな名前がついております。大変私とすれば紛らわしい名前のつけ方かなと思うんですけれども、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 高野議員おっしゃるように、平成26年度での工事内容が盛り土工事、それで27年度で今回やるのが種子吹きつけとか側溝の設置工事ということで、工事区間をその1、その2、その3と分けております。それは工事の工種が、そのときの発注状況が違うものですから、確かに紛らわしいというご指摘はございますが、内容的にはそういった形で発注しているというような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、今回は昨年盛り土したその 2、その 3 を今回新たに整備するというふうなことでのその 1 だと。それで、前回、前の年にやったその 1、県道亘理相馬線からのアクセス道路でこの道路に結びつくちょっとカーブしたところの、のり面なり U 字溝なり表層面の整備はいつごろになるのかと、今回工事のその 1 の北のほうはいつごろになって進んでいくのか。それをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まずは去年の盛り土工事以外の同じような今回の工事になりますが、これについては続けてという形になって、議会案件となる金額となるかちょっと設計書とかまだ確認していなかったんですが、続けて発注となる予定でございます。

それから、北側につきましては、地権者のなかなか同意が得られなかった状況でございましたが、本日も行っておりますが、境界の確認ができるという状況に、全員の地権者ではございませんが、今まで同意いただけなかった方のうちほとんどの方が同意いただけるということができまして、やっと今境界確認をしている状況でございます。それから正式な測量が入っていきますので、もう少し時間がかかるのかと思っております。

議長（佐藤 實君） 9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、以北に関してはことしじゅうに工事が何メートルかの工事区間として発注可能かどうか、何メートルになるのかは具体的に言えますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど、きょうまで含めて境界画定の現地測量を行っている状況なので、すぐ今年度に発注ができるというふうな状況ではないと思います。これから詳細な設計に入っていくというふうな状況です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 0時55分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第109号 工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公園敷地造成工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第17、議案第109号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。

議案書64ページ、議案第109号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度鳥の海公園敷地造成工事でございます。

請負金額が1億6,848万円、落札率につきましては99.43%でございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字水神62番地、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員につきましては阿部工務店で、勝田組につきましては北海道伊達市の

建設会社でございます。

65ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札方法が条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計4共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亘理町荒浜字横山地内ということで、66ページのほうに荒浜地区の土地利用計画図を登載しておりますけれども、今回の工事箇所につきましてはこの太線で囲んだ部分が工事場所となります。

工事内容、工期につきましてはここに記載のとおりでございまして、67ページが造成部分の標準断面図で、朱書き部分が施工する部分となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今回の盛り土工造成ということで、平均厚80センチメートル、これは山ズリで造成ということでの説明でございますが、この辺は津波での液状化が懸念されるところでございます。この辺あたりの地盤沈下も含めて十分検討されたのかどうか。80センチメートルでいいのかどうか、その辺をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 設計を行う上で、議員ご指摘の液状化とかそういったことについても検討して盛り土高を決めております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 十分検討されたということでございますが、今後この上にグラウンドなり野球場としての表土の部分が出てくると思うんです。そうした場合には、今度排水関係です。暗渠、排水機能の検討も十分これからされると思うんですけれども、山ズリが下にされた場合に、その辺あたりの支障はないのかどうか。そのところをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 上に今後建設いたします陸上競技場、サッカー場、それから野球場について、もちろん運動施設でございますし、そういった排水対策も十

分考慮して実施していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6 番高野 進議員。

6 番（高野 進君） この盛り土ですけれども、割山の山ズリを使用するということになっております。4 万7,000立米、膨大な量。それで、ダンプで運ぶ場合にも非常に、1 年ちょっとですか、大変な通行量になると私は思います。いつもですけれども、割山周辺の方々に十分な丁寧な説明をされて、安全に気をつけるようにしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 割山からは、この造成工事だけでなく、ほかの避難道路の関係のものについても現在搬出を行っております。そういった中で、月に 1 回、亘理町の所管内で施工している各省庁、国、県、町の施工元に対して注意喚起を行うとともに、やはり苦情等に対しては丁寧な対応を今までも行っておりまし、今後もそういったことを説明しながら実施したいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この造成工事の図面なんですけれども、多分こういう図面のいろいろな施設の配置図、この設計に当たって復興計画をつくるときに、多分 2 年ぐらい前じゃないかと思うんですけれども、三菱地所設計事務所がグランドデザインを設計していると思うんですね。多分、価格からすれば2,000万円ぐらいの委託だと思います。それとこの図面は整合性がとれているのか。せっかく三菱地所さん、大手さんに随契で単独指名してつくらせたグランドデザインと今回のこの図面が、整合性がとれているかとれていないか。せっかくつくったんだから、2,000 万円もかけてね。それがチャラになっているのでは何の意味もなかったということになる。その辺の検討をどのようになされたかということをお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 復興計画当時のグランドデザインについては、今おっしゃるとおり三菱地所設計のほうで主に土地利用の計画図、それからあと事業費、それについての詳細設計の時点でありませんでしたので、いわゆる概略設計での概算金額の算出ぐらいまでにとどまっております。

それで、今回造成工事として標準断面図が出ていますのは、先ほどほかの議員からも出たいわゆる圧密沈下やあるいは液状化対策等も含めて、実施に向けての設

計が別のコンサルさんのほうで設計されたと思うんですけども、あくまでも当初のグランドデザインについては土地利用計画それから概略設計で、それをもとに今回実施設計レベルの標準断面図、このような記載になっていますので、当初のグランドデザインについては土地利用計画が主で、それからあと概略設計が主ということで解釈していただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今の回答からすれば、三菱地所設計さんのグランドデザインはこれの中には反映されていないということに解釈していいのか悪いのかということなんです。せっかくそういう多額の金を委託料として払って設計していただいたのに、それが反映されていない新たに別なものがこういうふうに出てくるのでは、前の設計事務所さんの厚意もあるし、金、設計の委託料もあるし、そういうのがどのような形で消えていくのかという感じを受けるんですけども、その辺についての説明をしてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、当時の土地利用計画、いわゆるグランドデザインについては、今現在若干の土地利用の変更はございますが、基本的には今言った基本設計、それから工事の概略設計ということでその当時設計しておりまして、それを今現在、実施の際にはそれを反映させて実施設計を行っておりますので、その当初の概略設計については、今現在の実施設計に反映しているような設計でございますので、非常に関連については深いということで解釈しております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第110号 工事請負契約の締結について（平成27年度下茨田橋架替工事（復交））

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第110号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 次に、議案書の68ページをお開きいただきたいと思います。

議案第110号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度下茨田橋架替工事（復交）です。

請負金額が2億6,460万円、落札率につきましては99.38%でございました。

契約の相手方が、亘理町字東郷209番地5、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員につきましては阿部春建設、北紘建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の69ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者については、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計5共同企業体でございます。

入札回数が2回。

工事場所が亘理町字下茨田地内ということで、次の70ページに位置図を載せておりますが、災害公営住宅下茨田地区の南に隣接する町道中町江下線の亘理承水路にかかる橋梁部分となります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりで、71ページについては橋梁の一

般図を記載しておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6 番高野 進議員。

6 番（高野 進君） 午前中に鈴木高行議員が若干質問しておりましたけれども、ダブるかもしれませんけれども改めて質問いたします。

ここに橋をつくるという場合には、1 年 4 カ月近く通行どめになると。仮設の橋をつくる気はないのかどうかポイントなんです。要するに、買い物をする場合、いわゆる江下狐塚ですか、行政区とすれば下茨田南になると思うんですが、あの橋が通れなくなるということになれば、学生、小中学生も学校に来るのに非常に不便。夏休みだけ工事だったら一番いいんですけども、そうもいかないでしょう。それについてまず、仮設の橋をつくる考えはないのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 高野議員ご指摘の件ですけれども、仮の橋でございすけれども、設置いたします。ちょっと今回の図面のほうに位置等は、まだ業者が決まってちょっと詰めた上でないとどこにというのが今まだわかっていないものですからつけていませんが、設置するということで進めております。

議長（佐藤 實君） 6 番高野 進議員。

6 番（高野 進君） 仮設の橋をつくるということで了承いたしましたけれども、当然途切れることなく、仮設の橋をつくってそれでこちらを壊すとか、設置するとか、そういう途切れなくいくという考え方でよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまご指摘の件でございすけれども、工事の進め方としましては、最初に仮橋のほうを設置いたしまして、その後本橋の撤去、それから後、新たに橋のほうの工事という順番で考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第111号 工事請負契約の締結について（平成27年度吉田地区（その1）防災公園整備工事（復交））

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第111号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の72ページになります。

議案第111号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度吉田地区（その1）防災公園整備工事（復交）です。

請負金額が2億2,572万円、落札率につきましては99.66%でございました。

契約の相手方が、亘理町長瀬字南原193番地133、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員につきましては、渡辺工務店。丸福建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

73ページが資料となります。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者が斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計4共同企業体でございます。

入札回数が3回。

工事場所が亘理町吉田字塩田地内ということで、次の74ページに位置図を掲載しておりますが、吉田地区の計画しております防災公園3カ所のうちの今回その1の部分の防災公園でございます。

工事内容、工期につきましてはここに記載のとおりでございます、75ページに計画平面図、76ページに断面図を掲載しておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） お伺いさせていただきたいと思います。

この防災公園については、震災直後からといいますか、亘理町の復興計画を立案する段階で既に何回か協議されてきたと思うんですが、その場において私たちも、吉田地区としてこの被災地を利活用する場合の案をさまざま出させていただいた記憶がありますが、その時点でもう既にこの防災公園については、この大畑浜から吉田浜南にかけて3カ所を設置したいというような案が出されておまして、その中でたびたび問いただされたことだったのですが、基本的にもう一度お伺いしてみたいと思いました。

それは、まずこの一番最初の避難丘なんですけれども、多分この図面から見ますと鳥の海湾岸のあの道路に面したところにつくられるのかなというふうに思いますが、海からの距離がちょっと、鳥の海湾からの距離がちょっとこの図面でもよくわからないので、その辺から最初に教えていただいたり、あるいはこの3つの丘にそれぞれ何らかの機能性というものを持たせるのか。単に避難する場所という意味だけなのか。そして、本当に避難するというときに、一体どなたが、この辺の堤防に遊びに来られた方ということぐらいはわかるんですが、ここの場所を設定したというその意味とか、ちょっとひとつ最初にその辺から教えていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまご質問の件でございますけれども、まず鳥の海湾からの距離なんですけれども、済みません、ちょっと今調べておりませんので申しわけございません。

あと、その次のご質問で機能の件でございますけれども、機能につきましては、

第1の機能としてはやはり津波来襲時、基本的に車等で水平移動で避難していただくという計画なんですけれども、やはり取り残される方がいらっしゃるだろうということで、そういった方の緊急一時避難場所としてということを第1の機能として考えております。それに公園機能も付加した形で整備のほうをとということで進めさせていただいております。

あと、誰が避難するのかということなんですけれども、先ほどお話しありましたたまたまいらっしゃっていた方というのはもちろんございますでしょうし、あと吉田地区の現況とあわせまして、今後圃場整備等が進みますので農業従事者の方ですとか、それからあと吉田排水機場なんかにお勤めの方とかそこでお仕事をやっている方もいらっしゃいますし、それから海岸防災林なんかの巡視員なんていう方もいらっしゃると思いますので、そういった方の緊急的な避難の場所ということで考えております。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 緊急的な避難の場所ということで、その意味は確かにわかるんですけれども、こういったものを3つ立て続けに南北に配置するという、ただ単に丘として避難の場所としてするのであれば、例えば避難を重点的に考えるのであれば、この図面の一番上のあずまやのあたりも何かつかまるものとか、あるいは例えば万が一の津波のときに、自分の身の安全を守るための何か防波堤になるような頑丈なあずまやになるとか、そういった構造も考えていらっしゃるのかどうかも次にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問の件ですけれども、こちらのほうは津波が来襲してそこから避難する場所、避難するところということで整備を進めております。それで、あずまやのほうに関しましては、そういった避難をされて雨風等をしのげるような簡易型の囲いのようなものをあずまやの中に設置するような形で整備をする予定でおります。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、最初にもちょっと申し上げたんですが、この3つの避難丘の機能性といいますか、本当にこういった同じような形のものが3つできるのか、あるいは私たち住民としては、ここにできたら何かの機能性を持たせてほし

い。公園というからには、例えばパークゴルフ場を一番最初の丘にはつくる、その次にはまた散策の遊歩道をいっぱい設ける、サイクリングロードに接続させるとか、そういった要望があったわけなんですけれども、そういったことについてはいかがでございましょうか。全く同じものになるのか、その辺の見通しの的なものがあれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問の件ですけれども、その2、その3につきましては、前回の議会、9月議会にもう提案させていただいております。それで、内容としては同じような内容ということで提案させていただいた次第でございます。

議長（佐藤 實君） 小野議員に申し上げます。質問はこれで終わりですけれども、復興まちづくり課長の答弁に納得いたしておりますか。鳥の海からの距離、その点についてはよろしいですか。いいですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） それでは、関連して。一つは、その2、その3が既に提案されて議会の承認を得たと。それで、なぜこのその1工事がおくれたのか。その辺の理由を一つ。

あともう一つは、トイレの設置については、私は設置すべきだと思いますが、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） まず、第1点目のおくれた理由でございすけれども、圃場整備の関係で、圃場整備への参加いかんということで、吉田のその1に関しましてはその影響で面積、エリアのほうもちょっと確定がおくれたということで、今回の議会のほうに提案させていただいた次第でございす。

それから、トイレの設置につきましては、こちらにつきましては前回の議会でもお話をさせていただいたんですけれども、こちらの吉田その1につきましても、設置のほうはしないということで考えております。それにつきましては、設置経費、それから維持管理のコスト、そういったもの等も勘案しまして、その1に関しては設置しないということで考えております。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 関係する行政区長の意見等は、トイレ設置についての要望はあったのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問の件でございますけれども、こちらの公園整備に当たりまして、地元のほうとの話し合いはした上でということではございますけれども、ちょっとトイレの件に関してまでということは、今現時点では把握しておりません。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第112号 工事請負契約の締結について（平成27年度
度亘理第5－1号汚水枝線（その2）工
事）

議 長（佐藤 實君） 日程第20、議案第112号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続いて、77ページになります。

議案第112号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが

できるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度亘理第5－1号汚水枝線（その2）工事でございます。

請負金額が、5,130万円。なお、落札率につきましては、98.47%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中原39番地1、太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体です。

代表構成員については太田工務店で、勝田組については北海道伊達市の業者でございます。

次の78ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計5共同企業体でございます。

入札回数が2回。

工事場所が亘理町吉田字流地内ということで、そのとなりのページに位置図がございますが、町道浜吉田駅前線の朱書き部分が今回の工事箇所になります。

工事内容、工期につきましてはここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第113号 工事請負契約の締結について（平成27年

議 長（佐藤 實君） 日程第21、議案第113号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の80ページをお開きください。

議案第113号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度23都災第2956号亙理第三処理分区（その1）災害復旧工事でございます。

請負金額が、1億3,716万円。なお、落札率につきましては、98.69%でございました。

契約の相手方が、亙理町荒浜字御狩屋159番地52、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員については、八木工務店。丸福建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

81ページが資料となります。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で合計5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亙理町荒浜字築港通り地内ということで、次の82ページに位置図を記載しておりますが、この朱書きで記載の町道荒浜築港線及び築港南線の災害復旧工事となります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第114号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第一工区災害復旧工事）

日程第23 議案第115号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第二工区災害復旧工事）

日程第24 議案第116号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第三工区災害復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第114号 工事請負契約の締結についてから日程第24、議案第116号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第114号から議案第116号までについて、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、一括でご説明させていただきます。最初に、83ページをお開きいただきたいと思います。

議案第114号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第一工区災害復旧工事でございます。

請負金額が2億3,112万円、落札率につきましては99.14%でございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字御狩屋159番地52、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員については、八木工務店。丸福建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の84ページが資料となりますので、お開きください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者が斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、それからもう1社、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体もありましたが、この企業体については辞退ということで、合計2共同企業体での入札となっております。

工事場所については、亘理町荒浜字隈崎地内ということで、85ページに位置図を掲載しておりますが、避難道路町道荒浜大通線の朱書き部分が工事箇所となります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございます。

続きまして、86ページをお開きください。

議案第115号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名については、平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第二工区災害復旧工事でございます。

請負金額が2億5,920万円。なお、落札率につきましては97.25%でございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字御狩屋159番地52、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員については八木工務店。丸福建設については北海道伊達市の建設会社でございます。

次の87ページが資料となります。ごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体。以下、ごらんの共同企業体で、合計4共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が、亘理町荒浜字築港通りほか地内ということで、次の88ページに位置図を掲載しておりますが、メモリアルパーク、スポーツパークエリアの南側に隣接する朱書きの部分が工事場所となります。

工事内容、工期につきましてはここに記載のとおりでございます。

次に、議案書の89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第116号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第三工区災害復旧工事でございます。

請負金額が、2億3,328万円。落札率につきましては、99.86%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体。

代表構成員につきましては、千石建設。木村建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の90ページが資料となりますので、ごらんください。

入札年月日が平成27年11月13日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以下ごらんの共同企業体で、合計5共同企業体でございます。

入札回数が3回。

工事場所が、亘理町荒浜字隈崎地内ということで、次のページの位置図に掲載しておりますが、荒浜大通線の朱色で記載の部分が工事箇所になります。

工事内容、工期についてはここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第114号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今回、議案に載った新規事業の工事です。大体15本の新規事業が出てきて、工事高にすれば24億円から25億円の工事高が出てきて契約されたわけですから、この時期で新規の15本の工事発注、そして工事高が25億円近くなる

と。それが消費できるような体制に業者さんがなっているのかちょっと心配がありますね。工期が長いのは1年4カ月ぐらいのスパンもありますし、今から、12月から3月25日までのスパンと。そういう工期を区切っているわけですがけれども、1社で3つの事業を受けたり、物理的にその業者が可能かどうか私はわかりませんけれども、そういう発注の仕方。この時期にこのぐらいのボリュームの工事高を発注しなければならなかったと。その辺について伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この時期にというお話がありましたけれども、やはりそれぞれの工事で状況は違いますし、例えば避難道路であれば用地買収がようやく進んで、なるだけ早期に当初発注する予定でしたが、その用地買収がなかなか進まず今の時期に至ったりとか、ケースについてはいろいろ考えられますので、これについては一概にちょっと言えないところがありますのでご了承いただきたいと思っています。

それから、あと今後についてもやはり先ほど鞠子議員への回答でもお話ししたように、単体の町内の業者だけではやはりこのぐらいの規模の工事はこなせないと思いますので、今後についてもこの復興JVを活用しながら、今現在のJVのお話等を聞きますと、何とか今こなせる状態というのをお聞きしていますので、今後についてもやはり復興JVありきでないとやはり工事については進まないのかなと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 用地の確保とかいろいろもろもろの条件があったと思いますけれども、やっぱりできるところから発注すれば、受ける側の業者さんもそれなりの余裕を持って工事が施工できるというような感じは受けますね。だから、今回のように1社が3つの工事、約6億円もとって受けなければならないというような状態にならないように、やっぱりできるところからそれぞれ発注して、スムーズな工事の進行をすれば、亘理町全体の工事、みんなの生活の中でも、ここに工事の車両がいっぱい滞っているとかそういう交通障害も妨げられると。そういうものを考えれば、1回にこんなに出すと、あらゆるところで工事している、どうなんだと、こういうことも苦情も来るだろうし、そういうものの弊害を避けるためには、やっぱり随時工事というのはできたところから発注するのが当然なのか

なと私はそう思うんです。そういう方法をとれないのかということです。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 確かに1つの路線でできるところから分割発注することについても、その効果発現する意味では重要かと思いますが、やはり今の復興JV、それぞれ現場代理人、あるいは主任技術者等も今手いっぱいの状態を考えますと、ワンロットの工事、できるだけ長いスパンで工事発注して、いわゆる復興JVでもこなせるような形で今対応していますので、それについて一概にいいとか悪いとか言えませんが、今後の課題ということで、その工事の延長、あるいは虫食い状態で工事を発注してもいいかどうかというのは、今後町内部のほうでも検討していきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第116号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第25 議案第117号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）

日程第26 議案第118号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第117号 工事請負変更契約の締結について及び日程第26、議案第118号 工事請負変更契約の締結についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第117号及び議案第118号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書92ページをお開きください。

議案第117号 工事請負変更契約の締結について。

平成27年11月27日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事でございます。

変更請負金額が、1億3,745万7,000円。893万7,000円の増額でございます。

契約の相手方が、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の93ページが資料となりますのでごらんください。

変更契約年月日が平成27年11月27日。

工事概要、それから変更理由につきましては、95ページのほうに標準断面図を載せておりますが、この朱書きの斜線部分の地盤安定処理工の部分でございますが、下層路盤より下の部分、いわゆる路床と呼んでおりますが、その路床部分がこのままの状態であれば十分な支持力が得られないことが当初土質検査の結果から判明し、固化材、具体的に申し上げますとセメントを路床に加え、攪拌し、固めて十分な支持力を得るような地盤処理安定工法で計画しており、ここに記載しております深度により、この工事概要のほうに書いておりますが、スタビライザー、バックホウ、中層混合についてはバックホウのバケットのかわりにパワーブレンダーと申します細長い攪拌機ですが、それぞれの深度での安定処理を行います。現地において施工箇所の路床工部分を採取して土質試験を行ったところ、この中層混合部におきまして、当初固化材添加量を1立方メートル当たり138キログラムのセメント量で目標確保する予定でございましたが、試験の結果、1立方メートルに対しまして330キログラムのセメントを混合しないと目標の強度が得られない

ことから今回変更するものでございます。

ほかに、スタビライザー、バックホウでの安定処理をするケースにおきましても、工事概要に記載のとおり固化材添加量を変更前と比べて増とするものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

続きまして、議案書の96ページをお開きいただきたいと思います。

議案第118号 工事請負変更契約の締結について。

平成27年11月27日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名については、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事です。

変更請負金額が、5,629万5,000円。850万5,000円の減額です。

契約の相手方が、阿部春工務店・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

資料が97ページとなります。

変更契約年月日が平成27年11月27日。

変更理由及び内容につきましては、先ほどの議案第117号と同じで、地盤安定処理にかかわる変更内容でございまして、当初設計におきましては軟弱地盤層、深さ1.525メートルにセメントを混合し、所定目標強度を確保することとしておりましたが、施工箇所を試掘した結果、終点側より起点側にかけ軟弱地盤層が徐々に浅くなっており、最も浅い箇所で深さ60センチメートルと地盤改良土量が当初設計と比べて減工となることから、この工事概要の数量に変更するものでございます。

98ページが位置図、それから99ページに標準断面図を記載しております。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第117号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第117号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第118号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第27 議案第119号 権利の放棄について

議長（佐藤 實君） 日程第27、議案第119号 権利の放棄についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の100ページをお開きいただきたいと思います。

議案第119号 権利の放棄について。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容につきましては、土地貸付料にかかわる債権1件、224万6,600円。

権利放棄の相手方。住所、東京都練馬区光が丘7丁目6番2-404号。名称、中央テクニックス株式会社、代表者 代表取締役 木曾田佳久。

権利放棄の理由。債務者の所在及び差し押さえることができる財産が不明で債権の回収見込みがないため権利を放棄するものであるということで、資料については次の101ページになります。

この中央テクニックス株式会社に対しましては、本町では平成6年4月1日からこの町有地を工場敷地として貸し付けしておりましたが、貸付料が滞納状況となったため、その後平成22年3月31日をもって賃貸借契約を打ち切りましたが、平成20年、それから21年度分の土地貸付料合わせて224万6,600円が未納のままになっております。相手方に対しまして、何度となく歳入の催告を続けておりましたが、22年11月22日の社長との電話連絡を最後に一切連絡がとれず、現在まで所在不明の状態が続いております。

土地貸付料については、私法上、いわゆるわたくし法上の債権であることから、民法に規定します時効の5年を経過しておりますが、税金などの公法上の債権とは異なり、時効を過ぎても相手側から時効の援用、時効の援用については条件がありまして、返済をしない状態が5年以上継続、それから時効の制度を利用することを貸主、いわゆる町側に伝えるということで、それで時効消滅が成立するんですけれども、この制度を利用すること、これはいわゆる消滅時効の援用と言えますけれども、これがなされない限り債権が消滅しないため不納欠損として処理することができません。それで、このため町としましては、この債権については相手方が所在不明で今回、回収できる見込みがなく、また相手から時効援用され

る可能性が極めて低いことから、不納欠損として処理するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づきこの債権にかかわる権利の放棄について議会の議決をいただき、この債権を消滅させたいと考えるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、1点目。権利の放棄ですけれども、今まで議案として議会に提出されたことはあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 私の調べた限りでは、ないと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今までなかったということであります。

それで、議会の議決が必要ない場合もあるんですね。先ほど、第96条を説明されましたけれども、2つあって、1つは法律またはこれに基づく政令に特別の付託がある場合。この場合は議会の議決は必要ないというふうになっておりますけれども、その特別の場合というのはどういう場合ですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 特別な場合については、調べますと、債権管理条例、要は町独自でつくっているところもありますけれども、多分そのことだと思います。債権管理条例については、税などの公法上の債権については自治法の第236条の規定で時効の経過とともに債権というのは消滅しますが、土地貸付料については先ほど言った私法上の債権ということで民法が適用されまして、時効が経過しても債務者からの時効の援用がなければ多分半永久的に残る形になります。そういうことを解消するために、地方自治法の第96条第1項10号、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することという規定によりまして、議会の議決を経て権利を放棄するものでございますが、東京など首都圏等の大きい自治体では膨大な私法上の債権を抱えて、逐次議会の議決を求めることが非現実的ということで、主に首都圏がそうなんですけれども、債権を放棄できる場合の想定した条例を定めることで、私法上の債権の放棄を議会の議決の適用外としているところもございます。

ただ、亘理町については、土地の貸し付けについてはそんなに事例が多くございませんので、この債権管理条例については現在のところは考えていないというような状況でございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 法律及びそれに基づく政令で定める特別な場合及び条例に基づく特別な場合でありますけれども、亘理町ではその権利の放棄について、条例上特別な規定はないんですね、もう一回。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 特に規定はございません。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今まで、議会のほうでこの件についてお話はなかったかもしれないということでしたけれども、私ちょっと調べました。平成22年9月10日の第26回亘理町議会定例会、ここでお話がありました。このときの企財課長は佐藤仁志課長でございました。それで、これは内容につきまして、当初質問されたのは小野一雄議員でございます。これはあくまでもこの件に関してではなく、不納欠損の額のことについてお話しされた中で、企画財政課長が、企画財政課所管の財産収入、これは土地建物貸付収入の未済額については、土地貸し付けしていた中央テクニックス株式会社、これは弱電メーカーですと。この未済額224万6,600円になります。そのほかざらっとなってます。これは平成6年ごろからということで、そして会社の業績不振のため平成15年ごろから納入が滞り始めた状況でございましてこのように載っておりました。平成15年から、これはずっとこのような状態できたということは、その間は何か本町としては動いたのか、ちょっとこれは伺います。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、先ほど申し上げましたように電話をかけたとか、あるいは住所を調べて、いるかどうかの確認。あるいは、親戚の方等いろいろ当たりましたが、最終的にはできなかったということで、その当時についても恐らくそういう形でいろいろと歩いたと思います。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かにここの答弁では、再三にわたり納入勧奨を行い、現年度貸付分を納入していただくとともに収入未済となっていると。再三にわたりとなっているんですが、その次に納入勧奨と。これは納入勧奨じゃなく普通だったら厳しく取り立てを行うとかそういう状況じゃなかったかなと私はここでは思うんですよ。もう少しやはり、今の課長に申しわけないんですけども、当時のことはちょっとわからないとは思いますが、しかしやはりこれは、現課長はしっかりとこれは把握しておかなければいけなかったんじゃないかなと、このように思います。

やはりここを読んでみますと、金銭的リスク管理というのか危機管理ですね。この管理がなっていないと私は思って読んでおりました。この件について、きょうは町長はいらっしゃらないので副町長にお伺いしますが、今後こういった形の取引に関してどのように持っていこうかと、そういうようなのは考えられますか。

議長（佐藤 實君） 町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） ただいまのご質問でございますけれども、今後どのようにするのかと、そういう問題が生じたときのためにというご質問でございますけれども、そういう事態が生じないように、いわゆる契約書の内容等、あるいは契約保証金なり、あるいは連帯保証人とかそういうような方法もあるかと思っておりますので、それらも含めた中で顧問弁護士等々含めて考えていきたいなと思っております。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） しっかりとそれを見てやっていただきたいと思います。

ですから、今後このような取引をする場合は、もう少し先を見て、そしてまた今回これを見ますと、先日の全員協議会の中で、これは会社が賃貸マンションであると。賃貸マンションであるのであれば、やはり土地を持っているのか、建物を持っているのか、そこまでやはりある程度把握していったほうがいいんじゃないかなと思うわけです。そして、取引をすると。そうでないと、やはりこういう形でいなくなるわけですから、もう全然わからない。土地、建物があれば、でもお金がなければ銀行から借りるでしょう。銀行から借りると、大体抵当権、1番2番は銀行に入っていますから。そして、大体3番4番となると、今度は裁判になった場合、全然お金がこっちのほうに戻ってきません。そういった形で、少しで

も早く動く。そして、1番抵当、2番抵当権がとれるような形でやっていっていただきたいと思うわけです。根抵当権に入っていたらそういうことはできないでしょうけれども、まずそういう形でしっかりとやっていただきたいと、このように思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 簡単に、権利放棄の理由の中で、債務者の所在、これは別にして、差し押さえることができる財産。これは建物があると思うんですが、これはどのように、差し押さえできる財産だと思うんですがいかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 建物の差し押さえについても、向こうの相手方といろいろ協議を再三したんですけれども、そしてこれについては町のほうにやりますからとかいろいろな協議はあったんですけれども、最終的にはそのままの状態になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） そのままの状態ということは、財産価値があるということで、残っていると解釈してよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 財産価値がないということで解釈しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号 権利の放棄についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号 権利の放棄についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時15分とします。休憩。

午後 2 時 0 5 分 休憩

午後 2 時 1 3 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 8 議案第 1 2 0 号 あっせんの申立てについて

議長（佐藤 實君） 日程第28、議案第120号 あっせんの申立てについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書102ページをお願いいたします。

議案第120号 あっせんの申立てについて。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対策に要した経費についての損害賠償の請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、次のとおりあっせんの申立てを行うことができるものとする。

申立先、原子力損害賠償紛争解決センター。

申立ての相手方、東京電力株式会社でございます。

申立ての趣旨でございますが、これまで継続的に東京電力と協議、そらから説明をしながら関係経費についての請求をしてきましたが、最後まで支払いについて認められませんでした職員人件費及び放射能測定室の管理経費につきまして、金2,330万2,453円、それからこれに対します遅延損害金、それからこれまで受け取っております金額に対します遅延損害金につきまして、この支払いについて和解の仲介を求めるための提案でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

このあっせんですけれども、今まで議会に議案としてこのようなあっせんがあったのかお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回が初めてでございます。

議 長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 東電ですけれども、当然結構問題になると思うんですが、なぜ東電は損害賠償に応じないのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 何回も、私も直接お会いしながら担当者とお話をするんですけれども、それが今度は担当者から本社のほうに持ち帰ったときに、やっぱり見解の相違が出てくるというふうなことで、例えば一番大きいのが人件費なんですけれども、亶理町では専属で放射能対策室の職員を辞令交付でもって充てております。ただ、東京電力のほうでは、それは通常の業務を行うだろうというふうなことで、そこで食い違いがあるというようなことで認められなかったというのが大きな原因でございます。

それで、再三説明をしてきたんですけれども、最終的にこの部分だけがどうしても残ったものですから、最終的に今回の和解のあっせんというふうなことに踏み切ったというようなことでございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 亶理町以外もそうだと思うんですが、これに対する国の指導というのはどうなっているのか。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 資料等の提供はございます。あと、今ちょっとご質問の中に一部あったんですけれども、宮城県、それからあと近くでは白石市のほうでは9月に同じように申立てを行っているというような状況でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号 あっせんの申立てについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号 あっせんの申立てについての件は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第121号 公有水面埋立に関する意見について

議長（佐藤 實君） 日程第29、議案第121号 公有水面埋立に関する意見についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） それでは、議案書の103ページから105ページをごらんください。

議案第121号 公有水面埋立に関する意見についてご説明いたします。

荒浜地区の内陸部における津波被害の軽減を図るため、県道荒浜港今泉線及び町道荒浜築港線を高盛り土構造で整備するものであり、二線堤としての機能を確保するため、2号排水路部の橋梁を廃止し、ボックスカルバートで整備することにより盛り土構造の道路を連続させることから、公有水面の埋め立てが必要となるものでございます。

工事の施工に当たり、宮城県知事に対して埋め立て免許取得に係る申請を行ったところ、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、同条第4項の規定により異議ない旨の意見を述べるため、議会の議決を求めるものでございます。

104ページは位置図、105ページは平面図となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 公有水面埋立法というようなことですが、沖縄の辺野古の問題なんかでも公有水面埋め立てというような言葉が出てきますが、この第3条第1項で施工区域についても、書面なりで内容を3週間公衆に縦覧しなければなら

ないというようなことが書いてあるんですけども、この縦覧というのはどこで見ることになるのか教えていただきたい。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますけれども、こちらは県の農林水産部の水産業基盤整備課、こちらのほうが免許に関する所管課になっておりますけれどもこちらと、県の仙台地方振興事務所の水産漁港部が塩竈のほうにあるんですけども、こちらのほうでござんになっていただけるようになっております。

議 長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 同じく第3条の第3項のほうに利害関係者ということが出てくるんですが、縦覧期間中に意見書を提出するというふうな中身の中で利害関係者というのが出てくるんですけども、この利害関係者というのはこの場合誰なんでしょう。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ただいまのご質問でございますけれども、利害関係者といたしまして、宮城県漁業協同組合仙南支所、こちらのほうが利害関係者ということで、免許の取得申請に先立ちまして、こちらの仙南支所のほうに意見をお聞きしまして、埋め立てに関して同意しますということで同意のほうをいただいている状況でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第121号 公有水面埋立に関する意見についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号 公有水面埋立に関す

る意見についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 122 号 土地の取得について

議長（佐藤 實君） 日程第30、議案第122号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） それでは、議案書の106ページをごらんください。

議案第122号 土地の取得についてご説明申し上げます。

こちらは震災復興計画に基づきまして国のほうで整備しましたT P 7.2の防潮堤の内側に、レベル2津波の減災を目的にT P 10の丘形状の緩衝緑地を整備する荒浜海岸緩衝緑地整備事業、こちらのための用地といたしまして、1万752.18平米を968万円で国から購入するものでございます。

買い取り価格につきましては、次ページ、107ページでございますけれども、こちらのほうに平米当たり900円ということになってございます。

108ページは位置図、109ページは公図の写しとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第123号 字の区域を変更することについて

議長（佐藤 實君） 日程第31、議案第123号 字の区域を変更することについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の110ページをお開きください。

議案第123号 字の区域を変更することについて。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものでございます。

この地方自治法第260条第1項につきましては、市町村長が政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又町若しくは字の区域若しくはその名称を変更するときは、当該市町村の議会の議決を経なければならないということで、今回議案として上程するものでございます。

変更調書につきましては、次の111ページになります。

今回、字の区域を変更することについての理由につきましては、亘理中央地区工業団地におきまして用地造成が完了いたしました。現在工業団地内に4つの字があり、分譲用地及び敷地内道路等に複数の字がまたがる用地がございます。こうしたことから、今後進出する企業への用地を分譲する際、1つの土地に複数の字が存在することを避けるため、今回字の区域の変更を行い団地内の字を1つの字に統一するものでございます。

この変更調書のとおり、今回字の区域を変更する字名につきましては、逢隈高屋字堂田で、区域に編入される区域につきましては、逢隈高屋字棚子77番1、逢隈高屋字渋田1番1、亘理町字江下178番1の3筆を今回堂田の区域に編入するものでございます。

次の112ページが位置図になります。

工業団地内のこの3筆を堂田の区域に編入し、工業団地を逢隈高屋字堂田の字名に統一するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号 字の区域を変更することについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号 字の区域を変更することについての件は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第124号 公の施設における指定管理者の指定について

議 長（佐藤 實君） 日程第32、議案第124号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 初めに、私のほうからこの公の施設における指定管理者の指定についての経緯について説明させていただきます。

今回の議案第124号の指定管理者の指定につきましては、平成27年10月6日及び11月12日の両日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会において、審議の結果、指定管理者となる団体が選定されまして、その内容について答申をいただいていることについて最初にご報告申し上げます。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、113ページのほうをお開き願います。

議案第124号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定

により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称が、中町児童クラブ。

場所につきましては、亘理町字中町東196番地1で、亘理保育所の北側にございます。

指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台2丁目15番20号、社会福祉法人宮城県福祉事業協会でございます。こちらの団体につきましては、本町の逢隈児童館につきましても指定管理者として指定をしております。また、県内6つの保育園や特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、それから県の母子支援通所の施設等も指定管理を受けて管理運営している団体でございます。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

中町児童クラブの事業といたしましては、放課後児童クラブの事業、それから孫育て交流事業、伝承遊び支援事業などに取り組むこととなっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第125号 亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について

議長（佐藤 實君） 日程第33、議案第125号 亶理名取共立衛生処理組合規約の変更に
ついての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） それでは、議案書の114ページをお開き願います。

議案第125号 亶理名取共立衛生処理組合規約の変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、亶理名取共立衛生処理組合規約を別紙
のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるも
のでございます。

次に、116ページをごらんいただきたいと思います。

これが亶理名取共立衛生処理組合の規約の新旧対照表でございます。第4条で
ございますが、現行が宮城県岩沼市寺島字川向45番地の53というところに事務所を
置いておりましたけれども、来年4月1日に新しく今工事しております岩沼の東
部環境センター、焼却施設ですが、そちらが完成します。そこに事務所を置く
ということで、この事務所改正案でございますが、第4条のアンダーラインのある
部分なんです、宮城県岩沼市下野郷字新藤曾根1番地の1に置くということで
ございます。

戻りまして、115ページですが、別紙ということで、亶理名取共立衛生処理組合
規約の一部を変更する規約ということで、亶理名取共立衛生処理組合規約の一部
を次のように変更する。第4条中「宮城県岩沼市寺島字川向45番地の53」を「宮
城県岩沼市下野郷字新藤曾根1番地の1」に改める。

附則、この規約は28年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第125号 亶理名取共立衛生処理組合規約の変更についての件を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号 亶理名取共立衛生処理組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第126号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第34、議案第126号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第126号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

亶理町一般会計補正予算書（第5号）をご用意いただきたいと思います。

初めに1ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度亶理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,430万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億7,100万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、予算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一般会計補正予算につきましては、項目がかなりございますので、増額及び減額補正におきまして、主に金額の大きいものを中心に説明申し上げたいと思います。

初めに、各款にわたりまして職員人件費を増額補正しておりますが、これにつきましては人事異動によるもののほか、ことし11月から採用しております任期付職員8名分にかかわる給料、職員手当、共済費の増額補正が主なものでございます。

2款総務費におきましては、1項6目企画費といたしまして206万5,000円の増額

補正でございますが、右の説明欄でございますように、常磐自動車道スマートインターチェンジ整備事業費ということで、現在整備中であります常磐自動車道鳥の海スマートインターチェンジにつきましては、来年3月に供用開始予定で現在工事を進めております。今回、事業にかかわりのあった関係者参加のもと、供用開始に先立ちまして開通式典を実施し、今後の利用促進のPRも兼ね行う予定でありまして、この開通式典の経費として206万5,000円を増額補正するものでございます。

このページの下段になりますが、1項12目基金管理費10億8,033万1,000円の増額補正につきましては、震災復興基金に寄附金等を積み立てするもののほかに、次の19ページ説明欄をごらんいただきたいと思います。今回、東日本大震災復興交付金の第13回目の配分額が決定し、ここに記載のそれぞれの復興交付金事業について復興交付金基金に合計10億8,005万2,000円積み立てするものでございます。

18ページの中段になりますが、1項14目諸費のうち、右の19ページ説明欄になりますが、姉妹都市関係経費につきましては、昨年11月27日に本町と友好都市協定を締結しました大分県日出町との交流事業にかかわる経費として282万4,000円追加補正するものでございます。この日出町におきましては、震災後、金品、物資の両面で多大な支援をいただいているところでありまして、人的交流も活発で、両町職員、議員間等で視察研修を行っているほか、24年、25年の8月に交流事業として本町の小学生が20名ずつ日出町の負担により受け入れをいただいているところでございます。そこで、今回本町が日出町の小学生20名及び付き添い職員5名の合計25名を互理町に招待し、交流事業を行うものでございます。予定については、来年3月25日から27日の2泊3日を予定しております。

その下の町税等還付経費については、個人住民税における雑損控除などにより還付金が不足する見込みであることから223万9,000円追加補正するものです。

1項16目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費2,753万円の追加補正でございますが、平成26年度、国の補正予算により交付されました地方創生関連の交付金事業については、ことし3月議会で承認をいただき、27年度に繰り越した上で現在事業を実施しておりますが、今回計上しましたものにつきましては、地方創生関連の交付金のうち、地方創生先行型について国のほうから今回追加交付が認められ、各種事業を行うものでございます。

企画財政課所管分としまして、右のページの説明欄に記載のあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業の事業費の企画分野として1,907万6,000円と、次の21ページの説明欄になりますが、商工観光課所管分のあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業費の観光分野ということで845万4,000円、合わせまして2,753万円を追加補正するものです。

この事業については、岩沼市と連携し、新たな人の流れを呼び込むための広域的な観光施策を図り、交流人口・定住人口の増加を目指すものでございます。

具体的には、企画分野においては、シネアドCM作成・上映業務ということで、地域のオリジナルCMを作成した上で、映画館において本編の上映前に亘理町、山元町のメッセージを伝えるものでございます。それで、予定としましては、それぞれ4作品ずつ、来年2月下旬から4週間の上映で、エリアについては北関東、福島、山形県を計画しております。

観光分野におきましては、広域観光を目指し、今後の本町と岩沼市で連携協議会を立ち上げるに当たり、今年度両市町の商工業者等を対象に観光関連のセミナーを実施するものと、観光PR看板を設置するもの、それからフリーマガジンに両市町のPR広告を掲載する予定でございます。

なお、これらの事業については、亘理町もしくは岩沼市のどちらか一方が主体となり実施することから、委託した事業については相手方に負担金を支払う予定でございます。

次に、20ページの3款民生費の主なものにつきましては、1項1目社会福祉総務費のうち、右の21ページの説明欄に記載の国民健康保険特別会計経費4,864万9,000円の増額補正については、今年度から国民健康保険基盤安定負担金の算出方法が変わり、国及び県からの負担金が増加したことなどから、国民健康保険特別会計繰出金としまして4,864万9,000円増額補正するものでございます。

説明欄のその下の臨時福祉給付金経費634万2,000円の増額補正については、平成26年度に引き続き消費税率引き上げに伴う低所得者負担軽減策として、今年度も6月補正予算で給付金3,360万円で経費承認いただいて実施しているところでございますが、当初支給対象者を昨年度の実績から5,600人見込んで予算計上しておりましたが、精査の結果、受給対象者が増加しているとともに申請方法が昨年度と比べ簡易な手続となり、今後も申請率が上昇するものと考え、現時点で給付対象

者数で再度精査を行い、今回不足額として634万2,000円を給付金として増額補正するものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

1項3目老人福祉費のうち右の説明欄の介護保険事務経費957万8,000円の増額補正については、冒頭で説明いたしました人事異動等に伴う人件費の増額及びこの後の介護保険特別会計補正予算でもご説明申し上げますが、各種介護サービス費の実績に基づく増額による介護保険特別会計繰出金957万8,000円の増額補正でございます。

1項7目障害者福祉費1,368万円の増額補正につきましては、右の説明欄の扶助費になりますが、こちらに記載のそれぞれの事業の実績に基づく補正でございます。主な理由については、短期入所、就労継続支援事業におきまして、利用者及び利用率が増加していることによるものでございます。特に、就労継続支援事業のB型については、町内事業所における利用者が増加していることにより大きく増加しております。

それから、施設入所支援事業におきましては、県の監査により24年度給付分の過誤調整があったことや、障害福祉サービス等報酬単価改定に伴う補足給付費の減により減額補正するもので、扶助費合計で1,367万9,000円増額補正するものでございます。

次に、24ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費1,448万6,000円の増額補正ですが、右のページの説明欄にございますが、児童福祉事務経費につきましては、現在認可外保育施設として運営している家庭保育園フレンドとちびっこランド亙理園が平成28年度より小規模保育事業を開設予定であることから、今回開設費用の一部を補助するもので、小規模保育設置促進事業補助金としまして939万2,000円増額補正するものでございます。

児童福祉事業経費については、これまでの給付実績及びこれからの利用見込み数を精査し、今回扶助費を723万4,000円増額補正するものと、地域子ども子育て支援事業費におきましては、当初予算におきまして子ども子育て支援の新制度による幼稚園一時預かり事業といたしまして予算措置をしておりましたが、今年度国からの実施要綱の通達がおくれたため、町内2つの幼稚園が実施を見送ったこと

から、今回214万円委託料を減額補正するものでございます。

3 項 1 目災害救助費2,830万円の増額補正については、次の26ページ、説明欄は27ページになりますが、被災者が生活再建するための援護資金、いわゆる災害援護資金貸付金の繰り上げ償還金として2,830万円増額補正するものでございます。

4 款衛生費の主なものにつきましては、1 項 1 目保健衛生総務費の右のページの説明欄の上水道費として、東日本大震災に伴う上水道施設の災害復旧事業費が確定したことから、水道事業会計に対する災害復旧事業繰出金を630万4,000円減額補正するものです。

続いて、28ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農林水産業費でございます。1 項 4 目農業振興費 2 億9,268万1,000円の減額補正の主なものにつきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。東日本大震災農業生産対策事業費 3 億107万6,000円については、当初、吉田の須加畑地内に野菜の水耕栽培施設建設を予定しておりました事業者が進出を断念したことなどによりまして、事業者に対する補助金 3 億107万6,000円を減額補正するものと、地方創生の農林水産分野の連携事業費250万円の追加補正につきましては、3 市町の連携による地方創生事業ということで、宮崎県の日南市、静岡県磐田市、亶理町の3 市町におきまして、現在マンゴー、トマト、パプリカ等の機能性野菜、いわゆる本来は全く含まれていないもしくはごく微量にしか含まれない成分を何らかの技術で高含有にした野菜のことを言いますけれどもこれと、それからイチゴの生産に力を入れておりますが、お互いの市町で共通の課題を抱えていることから、3 市町においてブランディング連携推進協議会を立ち上げ、ブランディング強化のための取り組みや研修を行う計画でございます。市場価値及び供給量の向上やノウハウの伝承等が共通の課題となっておりまして、この3 市町が連携し、ブランド化等に関するノウハウを共有し、販売促進を図るためにこの協議会で検討していく予定で、事務局については宮崎県日南市の予定でございます。

機構集積協力金交付事業費については、宮城県農地中間管理機構、高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者あるいは集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関でございますが、この機構に対しまして農地を貸し付けた地域及び個人を支援する全額国費の事業でございます。今回、経営転換等を図った農業者に対する経営転換協力金として、補助金と

しまして530万円追加補正するものでございます。

30ページをお開きください。

1 項 6 目農地費につきましては、用排水路管理経費770万円の増額補正でございますが、ことし9月に発生した台風18号等の影響により、農業用排水路補修等に伴う重機等の機械借り上げ料として270万円追加補正するものと、同じく18号等の影響で大量に土砂が堆積している上郡排水路及び落堀排水路の排水路しゅんせつ事業に対する亘理土地改良区への農業施設災害対策補助金として500万円追加補正するものです。

鳥の海湾防災緑地整備事業費につきましては、亘理町震災復興計画に基づき鳥の海湾防潮堤の背後地に整備計画を予定しております防災緑地として必要な用地を取得するため、公有財産購入費として1,517万円追加補正するものです。

農業振興基金費については、吉田浜地区においてこれからメガソーラー事業実施予定としております山佐株式会社から、農業農村振興の支援として750万円の寄附の申し出があり、同社は今後約20年にわたり寄附を行う意向であることから、基金に積み立ての上、農業農村振興の施策に活用するための農業振興基金寄附積立金として750万円追加補正するものです。

次、32ページ、7 款商工費の主なものでございます。

1 項 3 目観光費といたしまして、右の説明欄にございますように地域活性化イベント事業経費におきまして、来年3月のまるとフェア開催に向け、事業費精査の結果、事業費の不足が生じる見込みが判明したことから今回200万7,000円増額補正するものです。

次に、8 款土木費でございます。34ページ、2 項 3 目道路新設改良費 1 億1,511万9,000円の減額補正でございますが、説明欄の35ページになりますが、この説明欄に記載の社会資本整備総合交付金事業の交付額の決定に伴い、この4事業におきまして総額1億1,511万9,000円の減額補正をするものでございます。

3 項 1 目河川総務費650万円の補正については、河川整備事業費におきまして、神宮寺地区内の岩地蔵用水路の下を横断する農業用排水管の改修工事費として650万円を増額補正するものでございます。

4 項 2 目公共下水道費については、社会資本整備総合交付金事業等の交付金の採択状況等による事業費の減に伴い、亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金を

1億6,774万7,000円減額補正するものです。

4項6目復興事業費については36ページ、説明欄は37ページをごらんいただきたいと思います。

防災集団移転促進事業費におきましては、今後購入を予定しております荒浜中野地区、吉田舟入北地区、亘理江下地区の各集会所の机や椅子などの備品購入費として245万4,000円増額するものです。

下水道整備事業費につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金を3,000万円増額補正するものでございます。

市街地復興関連小規模施設整備事業費につきましては、町道箱根田東線道路改良工事に伴う2件の物件補償が必要となったことから、補償調整委託料73万1,000円と補償費500万円、合わせて573万1,000円追加補正するものです。

10款教育費については、38ページをお開きください。

1項1目教育委員会費においては、委員会事務経費として、次の39ページの説明欄をごらんください。私立幼稚園就園奨励費補助金の支給対象者がふえていることから294万円増額補正するものと、40ページをお開きください。5項3目保健体育施設費といたしまして、荒浜体育館経費におきまして施設の正面玄関外側部分において雨漏りが発生しており、早急な修繕が必要となったことから、工事請負費として290万5,000円を増額補正するものが主なものでございます。

以上が、歳出関係の主なものでございます。

次に、歳入について説明しますので、8ページをお開きください。

9款地方交付税につきましては、東日本大震災にかかわる災害復旧事業及び震災復興交付金の減額に伴い、震災復興特別交付税7,987万7,000円を減額補正するものでございます。

11款分担金及び負担金については、歳出の際にご説明申し上げましたあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業に伴う岩沼市からの負担金968万8,000円追加補正するものでございます。

13款の国庫支出金においては、民生費国庫負担金、補助金におきましては、歳出における社会福祉総務費と障害者福祉費等の増額にかかわる国庫負担金、補助金の追加補正によるものと、土木費の国庫補助金におきましては社会資本整備総合交付金の決定に伴う国庫補助金の減額補正のほかに、10ページをお開きください。

東日本大震災復興交付金事業に関連しまして、避難道路新設・整備事業交付金やここに記載の各交付金の合計10億7,773万9,000円の増額補正と、総務費国庫補助金としましてあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業等に対する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として1,984万2,000円を追加補正し、国庫支出金総額で10億7,207万1,000円増額補正するものでございます。

14款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に歳出における社会福祉総務費や障害者福祉費、児童福祉費等の県負担分として、それぞれの負担金、補助金の追加補正及び農林水産業費県補助金といたしまして、説明欄に記載の東日本大震災農業生産対策事業費及び宮城県農業生産早期再開対策事業について、先ほど歳出で説明いたしました農地での水耕栽培建設を計画した事業者が断念したことに伴い事業費を減額補正するものと、宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金を追加補正するものとして、農業費補助金として2億4,860万8,000円減額補正するものが主なもので、県支出金として総額2億5,695万7,000円減額補正するものでございます。

12ページをお開きください。

16款寄附金につきましては、全国の方々から災害復旧・復興のための寄附金やふるさと納税として16件総額802万9,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。この場をおかりして御礼申し上げます。

17款繰入金については、調整財源として財政調整基金の繰入金を898万4,000円減額補正するものと、震災復興基金繰入金411万1,000円及び東日本大震災復興交付金基金繰入金2,700万円増額補正するものと、14ページをお開きください。工業用地等造成事業特別会計繰入金として、亘理中央地区工業団地の用地売却に伴い、県より借り入れしております工場立地基盤整備事業貸付金を一部繰り上げ償還することから、工業用地等造成事業特別会計からの繰入金5,762万2,000円減額補正するものです。

19款の諸収入については、今回貸し付けしておりました被災者の一部の方から災害援護資金貸付金の返却があったことから、災害援護資金貸付金元金収入としまして2,858万9,000円追加補正するものと、平成26年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴う返還金としまして1,852万4,000円追加補正するものが主なものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 2 点ほどお伺いいたします。

まず、1 点は、21 ページのあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業の観光分野でございます。ここに工事費として594万円。これはまず、新規なのか更新なのか。そしてあと、設置場所をお尋ねいたします。

あと、もう一つは、29 ページの中段の東日本大震災農業生産対策事業費、3 億円ほどの補助金が減額になっております。説明ではグランパ亘理ファーム、野菜水耕の栽培施設というふうなことで大変残念なことではあったと思います。この断念した経緯をわかる範囲で教えていただければと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、21 ページのあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業の工事費についてご説明申し上げます。こちらの工事請負費につきましては、観光 P R 看板の設置工事ということで、これはあくまでも新規事業でございます。つける枚数につきましては、看板は1基の設置。場所につきましては、まだ確定はしておりませんが、常磐自動車道下り車線、場所的には吉田地区から今度できます鳥の海のスマート I C の間に、目立つようにちょっとインパクトの強いような看板を設置したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 東日本大震災農業生産対策事業費補助金の3億107万6,000円の減額補正でございますが、吉田浜地区の大野山地区のほうに、本来ですところしの4月から水耕栽培等の営農ということでグランパさん、所在が山梨県にあるわけですが、この企業につきましては国・県の補助金をもとに事業を行っているところでございまして、以前の補助事業において満額国から入ってこなかったことや、それから平成26年春に大雪がありまして、そのドーム型のテントが全部崩れまして修復があったと。いろいろなそんな条件がありまして、銀行からの融資等が困難になったということで、残念ですがこの事業を断念するというような経緯でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） もう1点だけ。観光分野の先ほど齋課長からのご答弁の中の看板なんですけれども、過日、一般質問の中で高野 進議員が亘理駅のはらこ飯の看板の修繕といますか新しくしたほうがいいんじゃないかというふうなことがございまして、もしできるのであれば、やはり亘理駅はやっぱり大きな町の顔でございまして、その辺もあわせて検討いただければ、予算の範囲というようなこともございますでしょうけれども、よろしくお願ひしたいなということの再質問でございます。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 先ほどのあぶくまりバーサイド事業につきましては、これは目的が決まっておりますのでこの工事費についてはほかのものには使うことはできませんけれども、亘理駅前の観光看板につきましては、先日も回答申し上げましたとおり、今後どのようにするか。ホームにあっていいものなのか、それともほかの場所につけたほうがいいのかを検討して今後やっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 6款1項4目農業振興費の29ページになりますかね。地方創生連携事業。提案理由の説明では、日南市、磐田市、亘理町、3市町での連携で市場価値の高い、その供給量の向上等々、生産技術の継承といった共通課題を抱えている3市町でブランディング連携推進協議会を立ち上げるというふうになっております。亘理町とこの交流のない2市、この組み合わせに至った経緯をまずお伺いいたします。

また、さらに、宮崎県の日南市が事務局だというふうなお話でございます。これの委員構成の内訳。

あと、亘理町で100万円の負担金をしております。その日南市、磐田市の負担金額は幾らなのか。その旅費の70万円の使い道についてということをお伺いいたします。

あと、もう1点のほうですが、31ページの6目農地費の鳥の海湾防災緑地整備事業。これは背後地の必要な用地を取得するというふうな説明でございました。この背後地につきましては、内陸部にTP5メートルの盛り土を行って津波防災機能を備えた環境公園整備、総事業費42億円。これを町単独事業で行うということ

でしたが、事業が大変厳しいような状況だというふうなことを前に説明しております。そこで、今回の公有財産購入費1,517万円が計上されておりますけれども、用地取得の箇所、さらには面積、単価。この辺についてまず伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） では、まず1点目、ブランディング連携推進協議会の立ち上げでございますが、経緯についてはイチゴファーム、団地がございますが、そのときに慶応大学の神成先生という方がおるわけなんです、そういった方のIT関係のいろんな技術を利用させていただきましていろいろ指導してもらった経緯があります。その方が、今回の地方創生の事業ということで地方の連携を持って、各市町で品目は違いますが、ブランド化に向けたいろんな共通点があるということでこういった話がございましたので、その事業に乗ったということでございます。

それから、今回この事業につきましては、一応3カ年の事業ということでございますので、今年度につきましてはこの推進協議会を立ち上げてまして、まずもって今後どのようにしたらいいかというような実証、検証、そういったものの会議を持って進めていくというようなことでございます。

あと、負担金につきましては、日南市のほうに100万円の負担をするということで計上してございます。（「ほかの市は」の声あり）ほかの市、ちょっと待ってください。このブランディング連携推進協議会の負担金につきましては、各市町100万円ということでございます。

旅費につきましては、視察研修、それから職員の会議等の研修ということで、回数的には、職員旅費といたしまして2人分の旅費で会議を数回開催するようなことで計上してございます。（「委員構成」の声あり）

推進協議会はまだ立ち上げたばかりですので、委員構成については今から決めていくわけなんです、主体になるのは日南市が事務局になるということでございます。市長それから担当市町の課長、担当職員というような構成になっております。

続きまして、鳥の海湾防災緑地整備事業でございますが、この財産購入費1,517万円でございますが、この箇所につきましては、今回国で施工しております鳥の海湾の北側のかさ上げ工事、TP3.6の工事が完成したことによりまし

て、その工事に伴って運搬車両の仮設道があったわけですが、それが10月いっぱいまで地権者に返還されたということでございまして、それに伴いまして整備について用地を取得するものでございます。そして、初めに、当初積算したときには40億円ぐらいの積算でございました。高額だということで、その後に復興調整会議、それから本部会議等、事業内容、それから工法的に精査をするようにということで、再三農林水産課のほうで積算をいたしまして、そういった見直しをかけました。

そういった中で、今回この金額が出たわけですが、そして先行してこの用地を取得すれば、これから発生する復旧工事の残土等、そういったものも利用できるのではないかとということで先行して進めたいと思います。

場所につきましては、箱根田東地区に9号堀排水路という鳥の海湾に面したところの鷺穴樋門がございまして。そこから、西側の荒浜第2排水機場があるわけですが、そこまで。そしてあと、背後、北側になりますが9号堀排水路を囲んだ一角になります。その農地、それから雑種地ということになります。そして、農地につきましては、面積で2万7142.3平方メートル。それから、雑種地は1,673平方メートルということで積算をしております。以上でございます。（「単価」の声あり）単価につきましては、今予算計上している単価でございまして、農地につきましては平米当たり300円、それから雑種地につきましては4,200円ということで計上しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 実は冒頭にお話ししたわけですが、事業費が鳥の海湾緑地環境整備事業のほうが大変厳しいというふうなことで、実は町長選前にこの整備事業、関係行政区、関係者に対して説明会を開催するというふうなお話がありました。区長のほうに話が合ったということで聞いておりますけれども、その後経緯がない。地元としては、今後どうするのかということで大変注目をしているところなんです。そういうことから、鳥屋崎、長瀬浜、大畑浜が関係区になってくるのかなというふうに思うんですけれども、この辺あたりの行政区、さらには地権者に対する説明会を開催しないのかどうか。事業の進捗も含めてこの辺あたりをどう考えているのかお伺いいたします。

さらにブランディングでございまして、3年間でマーケティング戦略を行

うということですが、このブランディング、なかなか私もわからなくてちょっと辞書、調査等をさせていただきました。この内容によりますと、顧客、消費者にとっては価値のあるブランドを構築するある商品のサービス等々があって、市場でのポジショニングを、マーケティング戦略のポジショニングを築いていくというふうなことでございます。

それで、この地方創生の中の、これを国のほうで出させていただいている中で、生産性の高い活力にあふれた地域経済実現に向けた総合的取り組みの中にローカルブランディング、販路開発、ブランド化というふうなその取り組みのメニューが示されております。この辺、最終的にはこういうふうな形での成果があるものと思いますが、その辺のマーケティング。亘理ですとイチゴの生産、ほかですとマンゴー、トマト、パプリカ等々というふうなことですけれども、亘理はイチゴの生産になるわけですが、その辺あたりのポジショニング、この辺あたりを十分この推進協議会の中で発揮できればと思うところでございますけれども、その辺についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） まず、1点目の防災緑地関係でございますが、今回の国からの地権者の引き渡しに関しまして、町のほうでとりあえずこの仮設道を利用している方についての今後の町の方向性ということでご説明を申し上げました。それで、今回、今後の農地の利用の仕方、そういったものも意向も聞きながら進めてまいりました。そして、今回、この地権者の方々には町のほうに協力したいということの話でございましたので、こういったことで計上したわけでございます。それで、議会で補正が通りますと、年明け早々にももちろん地権者の方、それから地域の地元の方々、そういった方への説明会といったものを開催する予定でございます。以上でございます。

それから、ブランディング関係につきましても、ブランディングに向けまして推進協議会のほうで鋭意努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 特に、町単独事業というふうなことでございますので、緑化整備事業。この辺の考えをしっかりと、やるのか事業を縮小してもというふうなことなの

か。緑地帯として、ＴＰ５メートルの丘をして、その辺を全体的な公園化にしていくのかどうか。その辺も含めて説明のほうをお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） その構造的なものをきちんと地元のほうに説明したいと思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 39ページ、10款1項1目、先ほど企画財政課長が説明されましたけれども、支給対象者の増と。何人ふえたのか、まず答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 21名ほどふえる見込みで補正いたしました。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 2点目は25ページです。25ページ、3款2項1目20節、これはどこ
の障害児施設で、どういうサービスなのか答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらの施設の給付費の増額でございますが、主には放課後児童
デイということで、町内におきましてはよっちゃんち、神宮寺なんです、そちらとあと今度、昨年から事業を展開しているんですが、今年度から本格的に事業を開始しました逢隈中泉のあすもね亘理という事業者さんのほうの施設の利用が主でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今、あすもねと言いましたね。場所的に、逢隈の場所はどこなのか、まず答弁お願いいたします。

29ページ、6款1項4目19節、先ほど佐藤邦彦議員が質問されましたけれども、
仮称グランパ亘理ファームが撤退した、事業を断念した理由の中に、国から全補助金が出なかったと。どうして国は補助金を全部出さなかったのか、その経緯をもう一回説明してください。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 逢隈の中泉ということで、ウエックガーデン、高齢者の専用住宅
なんです、あの前の安田店という砂利屋さんがあったところあたりなんです

が、そちらのほうの敷地の中にございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 先ほどの国の補助金というのは、グランパにつきましては、山梨のほうで事業を展開してございます。そちらのほうの別の事業の補助金が満額補助されなかったということでございます。（「その理由は」の声あり）理由につきましては、ここのグランパのまず事務的な処理だとは思いますが、満額補助されなかったというようなことの理由でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 3 つほど聞きます。25 ページの小規模保育設置促進事業費補助金、多分先ほどはフレンドさんとちびっこランドがこの事業に該当するとなりますけれども、今現在、フレンドでは多分幼児保育のうちのゼロから 5 歳までやっているんですか。この事業を展開することによって、ゼロから 2 歳までがはじかれるというような形になると思います。どちらもそうだと思いますけれども、そうした場合、この一番大切な、今待機児童も相当抱えていると思うんだけど、ゼロから 2 歳の子供たちの行く場所、どこの保育所でこれらに対応するのか、その辺まで考えて。

あと、もう一つは、子育て支援で、町のおくれで、民間の幼稚園さんが手を挙げたのがキャンセルになったというような話ですけれども、このおくれというのはどのような形のおくれで用意していたのがキャンセルになったのかということの中身を説明してください。

あと、もう一つは、29 ページの農地バンクです。機構の集積協力金の交付なんですけれども、これに協力したという方々は何人ぐらいいて、この補助基準というのはどのような補助基準になって補助金を交付するのか。そして、現在の進捗状況等について伺います。

あと、もう一つは、先ほど佐藤議員が言ったように用地の買収なんですけれども、先ほどの第122号の荒浜の緑地の整備事業で雑種地を購入した単価は平米当たり900円、橋本堀については3,000円、今回の雑種地が4,200円というような一つの価格になっているけれども、何でこのように雑種地でばらつきがあるのか。不動産鑑定士も入れていると思うけれども、この差額がちょっとの差額ならばね。4,200円から900円まで、このような状況というのはどのようなことでこういうふ

うに出てきたのか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 1点目と2点目、福祉課のほうからお答えさせていただきます。

まず、今回の小規模保育事業関係でございますが、フレンドさんにつきましてはこれまでゼロから5歳まで、認可外でございますけれども保育のほうを事業展開しておりました。そして、今般、28年度から小規模保育事業にということで希望されているんですが、こちらの内容につきましてはゼロから2歳までは受け入れるということで、3歳から上の方については受け入れないというふうな事業になります。それで、定義的には6人以上19人までということのB型という小規模保育の型があるんですが、A B Cと。そのB型で事業を実施するということでございます。

それで、ちびっこランド亘理につきましては、認可外、現在やっております、その認可外も続けながら、同じ建物の一部に小規模保育のほう、ゆうき保育園というのを設置したいということで協議が出されてございます。それで、こちらにつきましては、認可外がそのまま継続でございますので、以上児についてはそのまま受け入れは可能かとは思いますが、フレンドにつきましては、その利用できないお子さんについて保育の希望があれば、町のほうとしては重々責任を持って他の施設なりの保育のほうに預からせていただくということは考えています。

ただ、認可外受け入れの中で、極端に、うちのほうは保育に当たっては家庭方式なり設けてございますが、それがおじいさん、おばあさんも元気でいらっしゃって預かっているというような場合については、いろいろ検討は必要かなと思ってございます。

それから、2点目の子育て支援の関係の幼稚園の一時預かり事業でございますが、こちらにつきましては幼稚園の在園児の休日とか延長とかの一時預かりということでの事業になるわけなんです、県のほうからその具体的な内容は、実施要綱等示されたのは6月ごろの話で、結局は手をつけられない。そしてまた、なかなか手続的に面倒くさいということも言われておまして、28年度は実施の予定ということで前に聞いていたんですが、それもちょっと見当させてくれというような内容で今のところ進んでおりますが、町としてはできるだけ多くのお子さ

んを延長等も含めて預かれればと思っておりますので、今後とも引き続き交渉をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 先ほどの機構集積協力金交付金でございますが、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に支援される全額国費負担事業でございます。その貸し付けた農地の面積に応じて協力金が交付されるものでございますが、協力金の種類、額でございますが、0.5ヘクタール以下につきましては30万円、それから0.5ヘクタールから2ヘクタール以下だと50万円、それから2ヘクタールを超えますと70万円ということでございます。

それで、先ほどの0.5ヘクタール以下については、今のところ4件です。それから、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下につきましては4件、あと2ヘクタール超えの人は3件というようなことで、現在のところ11件ということになります。

それからあと、進捗状況でございますが、今ちょっと手持ち資料がございますので、後でお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、それから、先ほどの緩衝緑地帯の買収単価でございますが、不動産鑑定の方を入れてまだおりませんが、近隣の工事関係の資料を参考にしたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今私の勘違いがありましたね。ゼロから2歳までは受け入れると。

確かにそうなれば、フレンドさんとかそういうのははじき出された子供たち、保育環境は変わりはないので、家庭で保育できないからそういうところに預けてあるんだと。そういうところの受け皿というのは、しっかり対応していかないと、また待機児童がふえるという繰り返しになります。そのようなことから、そういう法が変わっても、やっぱり既存のものはちゃんと受けてやるというような姿勢で対応してやらないと保護者が大変困るということで、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

あと、農地バンクについてはわかりました。

ただ、買収単価がなぜ、不動産鑑定が入っていないという話だけれども、やっぱり地権者からすれば900円で売ると、皆どうせ土地としてはそんなに利用価値の

ないところだと思います。雑種地でも皆津波をかぶったところで、そんなに土地としての差額はないと思うんだけど、こんな4倍も差があるという買収単価というのは考えられないですね。私がもし地主地権者だったら、何で4,200円で買ってくれないのやと、こういう話になるのでね。その辺どのようにして理解するのかわからないけれども、もうちょっと詳しく説明してください。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 宅地見込みでの単価ということでございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） ちょっと、今の答弁はね、ほどが過ぎるよ。大体不動産鑑定も入っていないしね、何も根拠がないのに宅地見込み地だから4,200円、宅地見込み地じゃないところが900円と。そういう単価の設定というのはちょっとおかしいんじゃないですか。もうちょっと誠意のある単価で対応したほうが、後から苦情も出ないし、次の用地交渉にもスムーズに当たれると。そういう基準というのはしっかりとした基準を設けて用地交渉に当たるという内容を設定しておかないと、次から次とひっかかって用地交渉が延びると、そういうことになるんですよ。だから雑種地のそんなに今からの利用価値のないところについては、平米は1,000円だと。それを、おおよそあっても10%ぐらいの差しかないんだと。そんな、4,200円だ900円だと、あるわけないです。宅地見込み地、利用価値のないところに宅地見込み地なんて言ったらば、みんなに笑われるよ。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今後、不動産鑑定を入れて事業のほうを進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員に申し上げます。ただいまの農林水産課長の答えに全部納得しておりますか。

- 1 番（鈴木高行君） 次からそういうふうに対処してください。

議長（佐藤 實君） 議題に関しては、これで質疑終わりますけれども、よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

- 3 番（小野一雄君） それでは、1点だけ質問いたします。32ページの7款1項2目、一番下に私道整備事業補助金113万4,000円計上されてありますが、まずこの場

所、それから関係する世帯数。それから、今年度どのくらいの整備の申請があったのか。その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 場所は裏城戸、南城東区になります。関係地権者でございますが、8名でございます。8名の地権者がいらっしゃいます。それで、今回この私道整備補助金なんですけれども、年度当初には災害での私道整備はございましたが、今回通常、いわゆる今までやっていた2分の1の補助と同じものなんです。これは今年度初めてでございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） それで、今現在これが通常の補助金申請だということなんです。現在申請の上がっている書類、未決裁というのか、未処理の部分はあるんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今回12月の補正ということで、3月まで終わるわけですが、この1件だけでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 19ページの13節の中にシネアドコマーシャル作成。ここには1,857万6,000円、こう載っておるわけなんですけれども、私も映画館に映画鑑賞に行って、あの大きな画面でコマーシャルが流れると、あの大迫力の中で見ていると、やはりテレビコマーシャルよりも非常に効果というのは高いということは聞いておりました。

そこで、このコマーシャルの件なんです。先ほど3場所を言いました。その3場所は1場所に何カ所か映画館があると思うんですけれども、それはその1場所にどこかというのは、そういうのは出ているんですか。

それと、もう一つは、今回これをやるに当たってのテーマと、それからターゲット。これをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） このシネアドCMにつきましては、常磐道については今全線開通しておりまして、首都圏、それから宮城県内沿岸部が高速道路で結ばれておりまして、県内の観光客流入が今後も見込まれると思います。

それで、岩沼、亶理については、仙台などの目的地の通過点になってしまっているということも鑑みまして、県沿岸部の南の玄関口として、首都圏を含みます東日本の区域をターゲットに、岩沼市と亶理町のPR活動、いわゆる観光客の誘致を行うものでございます。

それで、これについては広告代理店のほうに今後シネアドのCM作成と、それから上映の業務、いわゆる映画館の交渉というのをこれから当たらせる予定でありまして、主に北関東地区と先ほど申し上げましたが、エリア的に申しますと常磐線沿線、いわゆる高速道路沿い、常磐線近辺、あとは宮城と山形県ということで、東日本近郊を狙っております、CMについては15秒スポットで、それぞれ4作品ずつ。2月の下旬から4週間ぐらい上映する予定で、この具体的な映画館についてはこれから広告代理店のほうと調整させていただいて、できるだけ多くCMを流したいと考えております。以上でございます。（「ターゲットは言っちゃった。もう一つ」の声あり）

ターゲットにつきましては、主に若年層、それから中高年。年齢的に幅広いんですけども、主にやっぱり若年層の方、いわゆる若者をターゲットにCMを作成したいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 成功することを祈っております。

それから、41ページの荒浜体育館経費の件なんですけど、ここにエントランス屋根防水工事290万円ということで載っております。もしわかれれば、この面積と仕様をお願いしたいんですが。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 面積は、平場の分が78.9平米、立ち上がり部分が15.5平米でございます。現在、漏水しているのが、防水シートで建設当時からなされていたものを、今回ウレタンのゴム系の塗膜防水を行うという工事内容でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 端的にお伺いいたします。先ほども出ましたけれども、19ページのあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業ですけれども、期間について、1年間だけなのかということについて教えていただきたい。

それから、もう一つは35ページ、8款3項1目の河川整備事業費の中の先ほど言いました岩地蔵の改修についてなんですけれども、この工期がわかれば教えていただきたい。この2点です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） あぶくまりバーサイド関係のシネアドCMについては、先ほどもちょっとお話ししたかもしれませんが、2月下旬から4週間上映する予定で、いわゆる春先の映画館のほうでCMをスポットとして流したいと考えております。以上でございます。（「もう一つ」の声あり）

今回のシネアドCMについては今年度のみということで計画しております。以上です。（「もう1件」の声あり）

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この650万円の河川整備事業でございますが、岩地蔵用水の農業用水の現在ヒューム管がちょっとずれているような状態になって漏水しているというような状況で、これにFRPのチューブを差し込んで行う、硬化する工事でございます。期間的には1カ月ぐらいかかれば完成できるという状況で、今回議決いただきましたら、早速発注の準備に入りたいと思います。（「いつから、いつやるんですか。大体決まっていないですか、その辺」の声あり）

今回議決いただきましたら、設計して工事を発注することになるので、期間的には今用水時期ではないので、3月までには確実に終わるという状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 何点か。19ページです。あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業、何回も皆さんも質問していますけれども、委託料1,857万6,000円で、その中にはCM作成料と上映の委託料、もしわかれればそれぞれ金額は幾らなのか教えてください。

それと、これは結果的には交流人口を促して、最終的には定住人口に落ちつかせるというふうな事業ですけれども、これをするによってどのくらいの交流人口が図れるのか。その中で定住人口をどのくらいと見ているのか。その辺も、やはり企画する上で必要な数字として把握すべきじゃないかと思います。フリーマガジンも発行していますけれども、これはハイウエーでよくフリーペーパーと

して手にとるハイウェイウォーカーというものかどうか。その確認と、これは何月号に掲載するのかを、あぶくまりバーサイドの関連で今の質問をいたします。

それと、31ページ、山佐さんから農業振興基金として750万円を毎年いただくのですけれども、すごく変な質問ですけれども、750万円、中途半端な金額なんですよ。普通、寄附といいますと100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円、そういうふうな何百万円単位にもかかわらず、何か中途半端な数字におさまっていると、陥っているというふうなことで、もしこの辺。750万円寄附したのにどうして750万円なんですかと聞くわけにもいかないと思うんですけれども、何かあったら。なかったらいいです。あればお答え願います。

それとあと、33ページのまるとフェアの関連です。従来ですと、26年、27年の当初予算ですと、水産まつりとまるとフェア、2つの事業で約790万円。26年度の決算においては600万円という数字で落ちついているにもかかわらず、今回、来年の3月に事業を行いますけれども、さらに200万円の追加計上をしている理由をお答え願います。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず、あぶくまりバーサイド関係ですが、委託料1,857万6,000円の内訳です。CM作成の委託料が561万6,000円、あと上映業務委託料が1,296万円見込んでおります。

それから、2点目の流入人口、定住人口云々のお話がありましたけれども、これについては、ターゲットについては、いわゆる流入人口の増大、いわゆる観光客の増大を見込んでおまして、高野議員がおっしゃいました定住人口等については、今後、一般質問のときもお話ししましたが、地方創生の審議会のほうで今現在人口ビジョンともあわせて今後計画を立てていく予定でございます。この事業については、あくまでも流入人口の増大ということで、これも地方創生の審議会のほうで流入人口についても今後計画のほうを策定していく予定でございますので、今の段階で何人というのはちょっとまだ申し上げられませんが、そういう状況でございます。

あと、ハイウエーマガジン。ハイウェイウォーカー、それについては商工観光課長がお答えします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ハイウェイウォーカーですけれども、こちらは毎月20日に発行されておりますので、3月20日に発行される4月号に掲載の予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 農業振興基金寄附金積立金の額でございますが、750万円ですけれども、山佐さんのほうで収益分、それから税を引いた後の利益の約4％ということでございますので、この額が決まっているというか、定められているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まるごとフェアの経費でございます。こちらにつきまして、これまで水産まつり、まるごとフェアとも、震災以降控えめにさせていただいたと言ったらちょっと語弊がありますけれども、最小限にイベント的にはとどめていたのではないかと私は考えています。

それで、ことしの夏祭りもそうですけれども、もう震災復興という形よりも、亘理町ににぎわいを取り戻したいという気持ちのほうが強く思いまして、今度のイベントにつきましては、確かに水産まつりのほうも当初の予定していた配分よりも多く使われました。それに関しては、使った金額もそうなんですけれども、それ以上にお客さんも来ていただいて喜んでいただいたと自負しております。それで、まるごとフェアも同じように、予算的に当初予算では大分抑えた予算でとったんですけれども、震災前のほうに少しずつ戻していきたいと考えまして、それで今回このような形で増額という予算になったわけでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 19ページの姉妹都市関係経費についてお尋ねいたします。日出町の子供たちが亘理町にいらっしゃるという事業なんですけれども、とてもいい事業だと思いますし、大変お世話になった町の子供たちですから大歓迎してあげたいと思うんですけれども、この交流事業の中身。日程は先ほど伺いましたので、どういう内容でどんなことをするのかということと、それから委託料となっております250万円。この委託はどこのところに委託をされるものなのか。その辺の内容をもう少し詳細にお知らせください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 交流事業の内容につきましては、日程は先ほど申し上げましたとおりでありまして、今のところ予定ですが、本町の特産物のイチゴ狩りの体験、それから町内の被災地等の視察、それからわたり温泉の入浴、それから亘理町にはありませんが、近隣の市町村でのスキーの体験。南国の子供たちでするので、スキーをしたことがない方も多いと思いますので、そういったスキーの体験。あるいは、最近できました仙台うみの杜水族館を見学していただくということで、今のところ予定ですが、そういう考えを持っております。

それからあと、委託料につきましては、これについては個々に予算組みすればいいんでしょうけれどもなかなか大変なものですから、旅行会社のほうに一括委託しまして、航空運賃なり、あるいは宿泊、それからイベントに要する経費等も含めて旅行会社のほうに今委託したいと考えております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 7 番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 内容について、今お伺いしましたけれども、町内の子供たちとの交流とかということは考えていらっしゃるんですか。それとあわせて、町内に宿泊をするというようなことはないのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） もちろんこの今のイベントについては、町内の小学生とも交流する予定でございます。

それから、宿泊先につきましては、今のやっぱり町内でまとまった人数が泊まるところがないので、近隣の町村の宿泊施設を考えております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 7 番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 町内の子供たちとの交流ということなんですけれども、できれば町内の全校の子供たちと交流できるような体制をとっていただきたいなと要望いたしますけれども、どうでしょう。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 前回、日出町に招待されたときは、向こうの日出町、全学校というわけにはいかなくて、なかなか話を聞くと大変ということで、これについては今回で終わりではないと思いますので、今後各小学校例えば持ち回りで交流事業を行うとか、そういったことで考えていきたいと思います。やっぱりなかなか

町内の小学校全体でやるとなると大変だと思いますので、その辺については今後ちょっと検討したいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第126号 平成27年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号 平成27年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は4時3分といたします。休憩。

午後 3時53分 休憩

午後 4時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35 議案第127号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第35、議案第127号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第127号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,804万9,000円とするものです。

今回の補正につきましては、2款保険給付費について当初想定していた給付費の伸び以上に、一般療養費及び高額療養費が増加していることから、その不足額をあわせて追加補正するものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開きください。補正額の重立ったところを説明いたします。

2款保険給付費の療養給付費及び高額療養費について、10月末の支出実績により療養給付費に不足が見込まれるので増額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

6款1項1目介護納付金3,382万1,000円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から確定額が示されたための減額でございます。

11款1項3目償還金3,779万2,000円の増額につきましては、療養給付費負担金等償還金の精算に伴い返還額が確定したことによるものでございます。

同じく4目療養給付費交付金返還金475万1,000円の増額については、退職者医療療養給付費交付金の精算に伴い返還額が確定したことによるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。

3款国庫支出金、6款県支出金でございますが、歳出でご説明いたしました療養給付費、高額療養費の伸びに対するルール分の国、県からの交付金が減額及び増額となるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金1億1,517万5,000円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から確定額が示されたことによるものでございます。

6款2項3目被災者健康支援事業補助金200万3,000円の増額につきましては、特定健診の検査項目の中でクレアチン検査や尿酸検査分が補助金の対象となったため計上するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金4,809万7,000円の増額につきましては、法定繰入分

として国、県からの保険基盤安定負担金が確定したことによるものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金2,566万1,000円の減額につきましては、今回の補正で歳出予算に対し歳入予算が上回ったため、当初予算で財政調整基金からの繰り入れ分としていた額を減額するものです。これによりまして、財政調整基金は7億372万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 歳出の12ページ、2款1項1目、想定以上に増加したというふうに今説明されましたけれども、どういう理由で一般被保険者の医療費が伸びているのか。それについて答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 当初予算におきましては、25年度に対しまして2.2%の増で当初予算を計上したところだったんですけれども、10月末の実績を見ますと、1人当たりにかかる医療費が大きくなっているというような、具体的に何がとかということなく、トータルすると1人当たりにかかる医療費が大きくなってきているのかなということで、これまで4.4%ぐらい伸びているという現状でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） いずれにしても、来年度予算を組む時期に来ていますので、どういう理由で医療費が伸びているのかの分析は当然必要だと思います。

歳入で9ページ、9款1項1目、企画財政課長が一般会計補正予算で説明されましたけれども、計算方法が変わったというふうになっておりますけれども、どういうふうに変ったのか具体的に答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 保険基盤安定繰入金でございますが、これにつきましては27年度からの支援率の率を変更しております。国の施策によりまして、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体にその減額になった分の財政支援ということで、7割軽減、5割軽減、2割軽減と3つの軽減が現在も、26年度もあったわけなんです、7割についてこれまで12%だっ

ところが15%、5割軽減については6%が14%、2割軽減については26年までは算定基準として見ておられなかったところが、今年度から2割軽減については13%分基礎として見るということで増額になったものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 13ページの下の方、一般被保険者高額療養費1,985万3,000円。例えば500万円以上の件数が幾らになって、中身は例えば透析関係でこうとか何名とか、そういうことでふえた分。1,985万3,000円、この分だけじゃなくて、根っこからどのぐらいになっているかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 高額医療費の窓口申請分というところで数字をとっております。26年度につきましては、1,497件でございました。ところが、11月末の段階で、今年度におきましては1,238件に上っております、前年同期で比べた場合、278件の増となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） この高額療養費というか、幾らからの分を見ておりますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 正確な基準額は手元にはないんですけども、その方々の所得に応じて8万四千幾ら以上の医療費がかかった分、8万4,000円は自分で出して、その超えた分について戻ってくるというような制度と、それが所得によって4万幾らの方とかというふうに、所得に応じて限度額が変わってまいります。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） その高額療養費というか、病名と言ってしまうのが悪いですが、例えば先ほど申し上げました透析関係が多くてこうですよとか、そういうのを。主なもので結構ですから。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 実は、高額療養費が大きいということで、4月から9月までについて200万円以上の医療にかかっているところをちょっと調べてみたところがあるんですが、その中で病名で紹介するとすれば、がんにかかっている方が5名、それから心臓ですね。大動脈瘤が7件、心臓のほうは3件。あとは、腎不全1件、肝臓とか、あと外科的な病気とかになっているようでございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第127号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第127号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第128号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（佐藤 實君） 日程第36、議案第128号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第128号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書をお開きください。

平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,710万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,478万3,000円とする。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

今回の補正につきましては、復興交付金事業費の増額はございますけれども、社会資本整備総合交付金の内示額の減額の事業費の減、それから災害復旧事業費に係る単独事業費の減額が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13ページ、14ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費 1,026 万 8,000 円の増額補正でございますけれども、人事異動に伴う人件費及び消費税等の公課費の増額でございます。

2 款 1 項 1 目 社会資本整備事業費 1 億 5,153 万 2,000 円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金事業費及び防災・安全社会資本整備交付金事業費について、当初要望より国からの内示額が減額となつての工事請負費の減額ということでございます。単独事業費につきましては、国の阿武隈川堤防復旧事業の進捗状況によりまして、阿武隈地区の污水管布設工事等が減額となるものが主なものでございます。

2 款 1 項 4 目 復興事業費 3,000 万円の増額補正でございますけれども、第13回の復興交付金の配分によりまして、荒浜雨水ポンプ場吐出槽のかさ上げ工事請負費が増額となっていることでございます。

3 款 1 項 1 目 下水道施設災害復旧費 9,900 万円の減額補正でございますけれども、補助事業での災害復旧にあわせて実施することになっていた単独事業費での安全施設等工事を、荒浜地区災害危険区域内に整備する防災公園、それからパークゴルフ場等の施設整備事業の詳細が判明した後に実施するということとしたため、委託費と工事請負費合わせて 9,900 万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、先ほど可決いただきました荒浜地区の雨水の工事関連事業ということでございます。

4 款 1 項 公債費の 683 万 7,000 円の減額補正でございますけれども、平成 26 年度債借り入れに伴います影響により、起債償還利子の減額ということでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして 9 ページ、10 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 下水道事業費交付金 3,900 万円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

4 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 1 億 3,774 万 7,000 円の減額補正でございますけれども

も、一般会計からの繰り入れの減額でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金2,214万6,000円の増額補正でございますけれども、平成26年度決算による繰越額の確定によるものでございます。

続きまして、6 款 2 項 1 目雑入550万円の増額補正でございますけれども、平成26年度繰越事業、業務委託料でございましたけれども、26年度に支払った前払い金以上に契約金額が減額となったことから、一部返還を受けるためによるものでございます。

7 款 1 項町債6,800万円の減額補正でございますけれども、公共下水道事業債と災害復旧復興事業債等の減額によるものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。4 ページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更。

公共下水道事業債を事業費の減額に伴い6,890万円減額し、限度額を2億8,650万円とするとともに公共下水道資本費平準化債の限度額を90万円増額し、2億3,280万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第128号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 7 議案第 1 2 9 号 平成 2 7 年度亙理町介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）

議 長（佐藤 實君） 日程第37、議案第129号 平成27年度亙理町介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第129号 平成27年度亙理町介護保険特別会計補
正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらん願います。

平成27年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところに
よる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ29億1,498万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明しますので、12ページ、13ページをお開き願
います。

1 款 1 項 1 目一般管理費584万4,000円の増でございますが、人事異動によりまし
て人件費の増額補正をするものでございます。

同じく 3 項 1 目認定調査等費につきましては、申請件数の増によりまして、主治
医意見書作成料等がふえておりますことから、93万6,000円を増額補正するもので
す。

2 款 1 項 3 目及びその下の 2 項 2 目のサービス計画給付費につきましては、利用
者の増により、それぞれ300万3,000円と193万8,000円を増額補正するものでござ
います。

14ページの 2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費1,590万4,000円を増額補正に
つきましては、施設サービスを利用した場合の低所得者の居住費や食費の軽減を図
るサービスでございまして、当初予算では今年 8 月の制度改正、施設に入っている
人と世帯分離していて旦那さんがうちにいて課税されているといった場合とか、あ
とは入居者の預貯金が1,000万円以上あるとか、また旦那さんと合わせると2,000万

円以上あるとかという場合には、該当しないという制度改正がございまして、当初予算で対象人数の減を見込んでおりましたが、実際的には若干名の非該当者だけでありまして、これまでの給付の実績から予算に不足を生じる見込みであるため補正するものでございます。

16ページをごらん願います。

5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整として475万2,000円を減額補正するものでございます。

それでは、歳入についてご説明しますので、8ページ、9ページのほうにお戻り願います。

3款1項1目介護給付費負担金429万1,000円の増、その下の2項1目調整交付金107万2,000円の増、4款1項1目介護給付費交付金600万8,000円の増及び5款1項1目介護給付費負担金268万2,000円の増、さらには次のページの8款1項1目介護給付費繰入金268万2,000円の増につきましては、いずれも歳出における保険給付費の増によりまして、それぞれの負担割合で補正するものでございます。

次に、10ページの8款1項4目の事務費繰入金の補正でございますが、歳出における一般総務費補正額687万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第129号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 1 3 0 号 平成 2 7 年度わたり温泉鳥の海特別会計補
正予算（第 3 号）

議 長（佐藤 實君） 日程第38、議案第130号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補
正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第130号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別
会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

それでは、別冊の議案のほうをご用意いたします。

1 ページをお開きください。

議案第130号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 3 号）は、次
に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398万1,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ 1 億3,150万9,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出から説明いたしますので、10ページのほうをお開きくださ
い。

1 款 1 項 1 目わたり温泉鳥の海管理運営費91万1,000円の増額補正につきまして
は、嘱託職員 1 名の退職に伴います人事異動で配属されました職員 1 名分に係る
給料、共済費等、人件費を増額するものが主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8 ページにお戻りください。

今回の運営費増額補正の財源といたしまして、わたり温泉鳥の海運営基金のほう
から85万5,000円の繰り入れと、確定しました前年度繰越金 5 万6,000円の追加、
さらに 6 款 1 項 1 目わたり温泉鳥の海運営のための寄附といたしまして、9 ペー
ジの説明欄に記載の 5 件の方々から総額307万円の寄附を頂戴したことから、歳出
の 2 款 1 項 1 目でわたり温泉鳥の海の運営基金に積み立てするものでございま
す。貴重なご寄附を頂戴いたしましたことに、この場をおかりしまして心から御
礼申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 人事異動等で不足が生じて、歳入のほうで基金を取り崩したというふうな説明なんですけれども、最悪のやり方ですね。本来であれば、売り上げのほうから、利用収入のほうから歳出に充てるとというのが一番理想なんですけれども、たまたま基金、預金があるために、そっちを取り崩したというふうなやり方をしたんですけれども、例えば、人事異動は仕方ないにしても、財源がなければそれなりの、預金を取り崩さない形で異動とか人員的な配置とかというのはできないんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まずもって、会計が違うというようなことで、異動に伴っては必ずその分の給与が出るといったことですが、今回の場合は途中での急な異動ではあったんですけれども、お一人の方が退職されて、その補充としてさらに1人を加えたと。ただ、その給料の差があるものですから、そこで増額になったというふうな内容でございます。よろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 9 番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それはたまたま預金があるから、基金があるからできた話であって、もし基金がなければどうするのかと。そういうふうなことを基本に考えて、それを当てにしないというか、そういうふうな中で人事の異動を、本来であれば考えるべきであって、一番いいのはやはり今回鳥の海温泉で10月からはらこ飯を販売して、そこである程度の財源の余力がある、そしてそういうふうな人事の配置をしてその預金を崩さないという形が一番よかったんですけれども、もう少しやり方というのを考えながら、やっぱり確かに人事異動は異動でわかるんですけれども、預金を崩さない形でやるのが本来の会計の姿ではないかと、鳥の海温泉会計の姿ではないかと。こういうふうに崩していったら、すぐになくなっちゃいますよわ。そうでなくても赤字なんですから。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今後、努力に努めてまいります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第130号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第131号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第39、議案第131号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第131号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,574万4,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金65万円の増額については、保険基盤安定負担金の額の確定によるものです。

次に、歳入に移ります。８、９ページをお願いいたします。

３款１項２目保険基盤安定繰入金65万円の増額につきましては、歳出でご説明しましたとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４０ 議案第１３２号 平成２７年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第１号）

議長（佐藤 實君） 日程第40、議案第132号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

特別会計補正予算書（第１号）をご用意いただきたいと思います。

初めに、１ページになりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,188万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億8,836万7,000円とするものでございます。

それで、今回の補正につきましては、歳入のほうから説明します。８ページをごらんいただきたいと思います。

今回、ガスバルブステーション用地としまして、石油資源開発株式会社の売却が決定したことから、土地の売り払い収入として3,183万4,000円を追加補正するものと、10ページの歳出をごらんいただきたいと思います。今回売却分と27年度に舞台アグリイノベーション株式会社へ売却を完了した分について、宮城県から借り入れをしております工場立地基盤整備事業貸付金４億円のうち、面積割分を規定に基づき一部繰り上げ償還するため償還金8,950万7,000円追加補正するものと、歳入歳出差し引きによる不足額として一般会計繰出金5,762万2,000円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第１号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４１ 議案第１３３号 平成２７年度亘理町水道事業会計補正予算
（第１号）

議長（佐藤 實君） 日程第41、議案第133号 平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第133号 平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1条、平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額8億415万2,000円に200万円を追加し、8億615万2,000円とするものでございます。

同じく第2項営業外費用。既決予定額7,053万6,000円から91万5,000円を減額し、6,962万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項企業債。既決予定額1億1,130万円から280万円を減額し、1億850万円とするものでございます。

第2項工事負担金、既決予定額50万円に1,300万円を追加し、1,350万円とするものでございます。

第3項他会計出資金、既決予定額1,981万5,000円から296万6,000円を減額し、1,684万9,000円とするものでございます。

第5項国庫補助金につきましては、既決予定額1億1,221万9,000円から5,071万1,000円を減額し、6,150万8,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は次のとおり補正する。

起債の目的の限度額、配水管整備事業、災害復旧事業、合計で280万円減額し、1億850万円とするものでございます。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの補助金の予定額は次のとおり補正する。

災害復旧事業、既決予定額647万8,000円から296万6,000円を減額し、351万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、支出が漏水修理費等の増、収入では災害復旧事業費等、国庫補助金の減及び工事負担金、これは後から説明しますが、これも、これ

の増に係るものが主なものでございます。

それでは、2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、収益的支出。1 款 1 項 2 目配水及び給水費の200万円の追加補正につきましては、漏水修理費等の増ということでございます。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費の91万5,000円の減額につきましては、平成26年度債の利息の確定によるものでございます。

続いて、次のページ、4 ページ、5 ページをお開きください。

資本的収入。1 款 1 項 1 目企業債の280万円の減額補正につきましては、災害復旧事業費等にかかわる企業債の減ということでございます。

2 項 1 目工事負担金の1,300万円の追加補正につきましては、国交省が施工しております阿武隈川の下流の河口部災害復旧工事に伴います堤防復旧事業、これの県道に埋設されている水道管の廃止に伴う工事負担金、いわゆる補償金ということでございます。

3 項 1 目他会計出資金の296万6,000円の減額補正につきましては、災害復旧事業に伴う一般会計繰入金の減ということでございます。

5 項 1 目国庫補助金の5,071万1,000円の減額補正につきましては、災害復旧事業等に伴う国庫補助金の減ということでございます。これにつきましては、災害復旧事業交付金事業の採択状況等に伴う減ということでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号 平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号 平成27年度亘理町水

道事業会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４２ 諮問第３号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 實君） 日程第42、諮問第３号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） 議案書の117ページをお開き願いたいと思います。

それでは、諮問第３号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております６名の委員のうち、八鍬紀子委員が平成28年３月31日をもって任期満了となります。その後任として、新たに佐々木みよ子氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

それでは、諮問第３号をご説明申し上げます。

住所は、亘理町長瀬字南原193番地424でございます。氏名は、佐々木みよ子さんでございます。生年月日は、昭和26年12月３日でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和49年３月に宮城教育大学教育学部を卒業され、同年４月に旧泉市立将監小学校に勤務されてから38年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。また、定年退職後においても、教員の再任用職員として、さらには講師として教育現場に携われた方でもあります。そのように、教員として長年にわたり培われた豊富な経験と知識、そして高潔な人格であることなどを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え推薦したいと存じましてご提案を申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第43 議案第134号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議について

議長（佐藤 實君） 日程第43、議案第134号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についての件を議題いたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、追加議案書を準備お願いしたいと思います。追加議案書の1ページになります。

議案第134号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務を宮城県に委託するため、別紙のとおり規約を定める協議について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案申し上げますのは、行政不服審査法、これが26年に改正されまして、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、各地方公共団体に諮

問するための第三者機関、仮称でございますけれども行政不服審査会を設置する旨の規定がございます。その事務を県に委託するため、これまで事前協議を進めてまいりましたが、今回県のほうから内諾があったことから、正式に県と協議をするためご提案申し上げたものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

2ページ、別紙でございますが、ここに宮城県との事務の委託に関する規約というのがございますが、これは県のほうから示された内容でございます。これに基づき今後協議をすることとなりますけれども、ここがございます市町村名が変わるだけで、委託する市町村は全て同じ内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、行政不服審査法、この目的とか趣旨を簡単にいいですから述べてください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 第1条のほうに目的等ということでございますけれども、これについては行政庁の違法もしくは不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続のもとで広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるというふうな規定でございます。これに基づき、国民の権利、利益の救済、それから行政の適正な運営を図るというふうな内容になってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） もう1点だけ。今回、行政不服の審査会、第三者機関を設置する、そしてこの業務については県に委託するというふうになると、今まで以上に国民の行政庁の処分、違法な処分及び不当な処分に対する国民の不服申し立ての救済は、迅速に進みますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 基本的にスタートは、各自治体のほうからスタートしますので、変わりません。ただ、これまでは各行政機関のみでその申し立てについて結論を出しておりましたが、今回は第三者機関を設けるというのが大きな改正でござ

いまして、少なくともその部分については時間がかかるかと思いますが、公平に行うためというふうな今回の改正になったものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第134号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号 亶理町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第44 議案第135号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第44、議案第135号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長職務代理者。

町長職務代理者（三戸部貞雄君） では、議案第135号についてご説明申し上げますので、追加議案書の4ページをお開き願いたいと思います。

教育委員会委員の任命につきましては、次の者を教育委員会委員に任命したいと存じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めることについてご提案を申し上げます。

住所につきましては、亶理町字江下70番地8、氏名は佐藤徳美さんであります。生年月日は昭和40年10月25日生まれ、50歳でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和61年3月に尚絅女学院短期大学を卒業され、同年4月から平成5年3月まで学校法人岩沼学園岩沼南こばと幼稚園教諭として勤務されました。また、臨時職員として同職場に2年間、合わせて9年間にわたり幼児教育の現場で力を発揮された方です。そして、退職後、平成22年4月から亘理中学校PTA会長として、平成23年4月からは亘理小学校PTA会長として、常に教育行政や青少年の健全育成などに携わり、力を発揮された方でございます。また、佐藤さんは本町子育てサポーターの指導者として、あるいはサポーターの一員として、地域における家庭教育支援事業などにも積極的に活動されている一方、本年4月からは亘理町母親クラブ協議会会長、7月からは亘理町子ども未来ネットワーク協議会委員として活躍されております。さらには、平成19年4月からは本町社会教育委員として、そして平成21年4月からは亘理町教育委員会委員に就任され、現在に至るまでさまざまな教育行政課題に対し適切な対応を行うことや、新しい時代に即応する教育内容の実現、あるいは生涯学習の推進、そしてスポーツの振興のために力を発揮されております。

このように長年にわたり培われた豊富な経験と知識は今後も必要であり、熟慮した結果、高潔な人格の方でもある佐藤徳美さんが最適任であり、本町教育行政の進展に有用であると考え、教育委員会委員として任命したいのでご提案申し上げます。

議員各位の同意方、よろしくお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第135号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第135号 教育委員会委員の任命についての件はこれに同意することに決しました。

日程第45 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第45号、報告第22号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 追加議案書8ページをごらんください。

報告第22号、専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成27年11月25日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書については、次の9ページをごらんください。

専決処分書。平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の10ページが資料となります。ごらんください。

工事名が、平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事で、第2回変更契約年月日が平成27年11月25日。

変更請負金額が1億6,732万1,160円。12万7,440円の減額でございます。

契約の相手方が、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更理由及び主な内容につきましては、現地精査及び学校関係者と協議の結果、プール循環系の配管を当初ステンレス管を使用する計画でありましたが、経済性、管の耐久性、施工性を考慮し、また延長精査の結果、耐衝撃性V P管227メートルに変更するものと、プールに使用する給水管、排水管、循環系送り管とろ過機プール桶の各接続部分に耐震性を向上させるため、変更により新たにフレキシブル

ジョイント36個を設置するものと、プール給水の際、プールサイド床面より開栓器によりバルブの開閉を行う予定でありましたが、使用者の利便性を考慮し、床上腰高にバルブボックスをプールサイド北側に設置し、手動で開閉できるように変更するものです。

11ページが配置図、12ページ、13ページが平面図で、朱書きの部分が変更部分となります。

工期については変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第22号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第46 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（佐藤 實君） 日程第46、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第47 委員会の閉会中の継続審査申し出について

議長（佐藤 實君） 日程第47、委員会の閉会中の継続審査申し出についての件を議題といたします。

教育福祉常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。教育福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、教育福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第48 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

議長（佐藤 實君） 日程第48、委員会の閉会中の先進地視察調査申し出についての件を議題といたします。

議会広報常任委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会広報常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年12月第2回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時01分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 安 藤 美重子

署 名 議 員 渡 邊 健 一